

循環型社会への改革・Recipe Book

～ 3R推進交付金(循環型社会形成推進交付金)ガイド～



Ministry of the Environment

平成18年5月

環境省
廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課

目 次

1 . はじめに	1
2 . 3 R 推進交付金制度の概要	2
3 . 事例集	26
4 . レシピ集 ~ 各施設における設備の組合せ例 ~	32
. マテリアルリサイクル推進施設 とは？	33
- リサイクルセンター	
- スtockヤード	
- 灰溶融施設	
- 容器包装リサイクル推進施設	
. エネルギー回収推進施設 とは？	38
- 熱回収施設(焼却(含ガス化溶融))	
- 高効率原燃料回収施設(含ごみメタン化施設)	
- ごみ燃料化施設(RDF、BDF、炭、エタノール燃料 等)	
. 有機性廃棄物リサイクル推進施設 とは？	42
- 汚泥再生処理センター	
- ごみ飼料化施設	
- ごみたい肥化施設	
. 循環型社会の基盤となる最終処分場 とは？	46
- 最終処分場再生事業	
. 水循環のための施設 とは？	48
- 浄化槽事業	
- コミュニティ・プラント	
. 産業廃棄物対策のための施設 とは？	51
. 地域特例関係の施設 とは？	52
. 施設整備に関する計画支援事業 とは？	53
5 . 循環型社会形成推進交付金交付要綱・交付取扱要領	55
6 . よくある質問	106
7 . 問い合わせ先	108

1. はじめに

国と地方の三位一体改革の実現に向けた補助金改革として、従来までの生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的とした「廃棄物処理施設整備費補助金」を改革し、地域から我が国全体を循環型社会に変えることを目的とした「循環型社会形成推進交付金（3R推進交付金）」を平成17年度に創設しました。その初年度である平成17年度には、206市町村（79地域計画）（平成18年3月31日現在）また、平成18年度からの新規事業として新たに139市町村（65地域計画）（平成18年5月31日現在）において循環型社会形成推進地域計画が策定され、環境大臣の承認を受け、施設整備や、施設整備に係る調査が開始されています。

3R推進交付金制度の一環として市町村（一部事務組合を含む）・都道府県・国が意見交換を行う循環型社会形成推進協議会が開催されることとなりますが、協議会において寄せられた「現場の声」を参考とし平成18年度から、更に3R推進交付金の改善を図ったところです。

改善のポイントは、14に細分化されていた対象施設を、「マテリアルリサイクル推進施設」、「エネルギー回収推進施設」、「有機性廃棄物リサイクル推進施設」の3つに統合し、より柔軟かつ実情に沿った施設整備が可能となるように見直しました。これから事業を行う市町村において、例えば、メタン回収と焼却・熱回収を複合的に行う施設の整備や、バイオマス（食品残さ等）の飼料化とたい肥化を複合的に行う施設の整備のような新しい施設整備計画に関する積極的な提案が可能となり大幅に柔軟なものとなっております。

本資料は、3R推進交付金の仕組みと活用方法を分かりやすく紹介し、3R推進交付金によって市町村がイニシアティブを発揮した循環型の地域づくりをバックアップしていこうとするものです。

今後も、3R推進交付金を時代のニーズに合った制度にしていくため、市町村及び都道府県と十分に意思疎通を行っていきたいと考えております。

平成18年5月

環境省廃棄物対策課

1. 3R推進交付金制度の概要

1. 目的

廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進することにより、循環型社会の形成を図ることを目的としています。

2. 概要

市町村（一部事務組合を含む。）が広域的な地域について作成する「循環型社会形成推進地域計画」（概ね5カ年間の計画）に基づき実施される事業の費用について交付します。

循環型社会形成推進地域計画の作成（図1（P8）参照）

計画対象地域の市町村が、国及び都道府県とともに「循環型社会形成推進協議会」を設け、構想段階から協働し、3R推進のための目標^{（注1）}と、それを実現するために必要な事業等を記載した循環型社会形成推進地域計画を作成して下さい。

交付金の交付

国は、循環型社会形成推進地域計画が、廃棄物処理法の基本方針に適合している場合、年度ごとに交付金を交付します。

事後評価

計画期間終了時、市町村に目標の達成状況に関する事後評価^{（注2）}を求めるとし、その結果等についてチェックし公表して下さい。

（注1）交付金を活用して達成すべき目標を設定。

例）目標：廃棄物の減量化、リサイクルの推進、最終処分量の抑制 等

（注2）交付金により整備した施設を拠点とした3R推進のための総合的な取組による達成状況を評価。

（注3）3R推進交付金制度に係る事務の詳細については、事務フロー図（図2・P9）を参照して下さい。

3. 交付対象

対象地域：市町村（人口5万人以上又は面積400 km²以上の計画対象地域を構成する場合に限り。）

（注）特例として、沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、半島地域、山村地域、過疎地域及び環境大臣が特に浄化槽整備が必要と認め

た地域にある市町村を含む場合については、人口又は面積の要件に該当しない場合でも交付対象とします。ただし、可能な限りにおいて近隣市町村と連携を図り地域計画の対象としての広域化を図るよう努めて下さい。その場合において、必ず施設を集約することまでは求めません。

対象施設及び事業：循環型社会の形成を進めるための幅広い施設を対象とします。(図3(P10)参照)

(注)図3のうち、太枠に囲われた事業が交付要綱別表1に定めた事業です。交付申請書等の作成にあたっては、この事業名を記載願います。

4. 交付金の額の算定

交付額は、対象事業費の1/3を市町村に一括交付します。

特に、対象事業費総額の積算の中で、循環型社会の形成をリードする先進的なモデル施設(高効率にバイオガス(メタンガス等)の回収を行う施設)については、対象事業費の1/2を交付します。

市町村は、支援対象となる事業を組み合わせ、地域の特性に応じた循環型社会形成推進地域計画を策定し、その計画に位置づけられた施設に交付金を自由に充てることが可能(事業間流用・年度間調整が可能。)です。

なお、公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づく嵩上げ措置の適用はありません。

<事業間流用>

複数の施設を整備する地域計画にあっては、交付金の交付決定後の事由により事業の進捗率に変更があった場合は、事業間において交付額の調整を行うことが可能です。

事例(図5(P12))と照らし合わせて確認下さい)

1つの地域計画にA、B、Cの3事業があり、各事業とも毎年度の交付対象事業費が30億円であった場合で、交付決定後の事由によりA事業の進捗率が50%の予定が25%に変更となったケースにおいて、従来の補助金であれば、繰越事務を経て翌年度に執行する等の対応でしたが、3R推進交付金制度にあっては、他事業(B事業もしくはC事業)の進捗状況が良好であって、A事業の残余额を執行することが可能であれば、A事業から他事業へ流用することができます。

< 年度間調整 >

交付金の交付決定後、工事の進捗率に変更があった場合、交付金の交付の目的に反しない限り、当該年度に交付されるべき金額と、当該年度当初において、既に交付された金額との差額については、当該年度に執行することとし、代わりに地方負担額分を次年度以降に移行する等調整することができます。ただし、当該年度当初において既に交付された交付金の額が、当該年度における変更された執行予定事業費（実際に執行することとなった額）を超えない場合に限りです。

事例（図6（P13）と照らし合わせて確認下さい）

総交付対象事業費を90億円とする施設（交付率：1/3の事業）を整備するにあたり、1年目（交付対象事業費：30億円）の進捗率を「1/3（約33%）」、執行額を「国庫負担：10億円、地方負担：20億円」の見込みと計画していたが、交付決定後の事情により進捗率が「1/6（約17%）」と変更されたため、全執行額（国庫負担及び地方負担の合計）は15億円となった。従来の補助金制度であれば、国庫負担分の10億円をのうち、未執行額を翌年度へ繰越することとしていたが、3R交付金制度においては、既に交付された10億円は全額執行し、代わりに地方負担分の執行額を5億円に抑えることが可能です。この場合、翌年度執行分として調整を行うこととなります。

5. 事業効果

目標の実現のために、地方の自主性・裁量性を発揮しつつ、国と地方が構想段階から協働し、施策を推進することにより、我が国全体として最適な循環型社会づくりを行うことが可能です。

また、循環型社会形成推進地域計画に基づき、明確な目標の下で、3Rの推進施策をより総合的・戦略的に推進することが期待されます。

6. 交付金の改革について

平成18年度から、地域における循環型社会づくりのための社会資本整備を加速させるため、次のとおり制度の改善、強化を行うこととします。

(1) 交付対象施設の統合（大括り化）

《統合前》

容器包装リサイクル推進施設、 リサイクルセンター、
ストックヤード、 灰溶融施設、 ごみメタン化施設、
ごみ固形燃料化施設、 熱回収施設、 高効率原燃料回収施設、
ごみ高速堆肥化施設、 ごみ飼料化施設、

汚泥再生処理センター、 廃棄物原材料化施設、
廃棄物運搬中継・中間処理施設、 し尿・浄化槽汚泥高度処理施設
《統合後》

- ・ 廃棄物からの資源リサイクルを目的とする ~ の施設を
『マテリアルリサイクル推進施設』に、
- ・ 廃棄物からのエネルギー回収を目的とする ~ の施設を
『エネルギー回収推進施設』に、
- ・ バイオマス廃棄物からの資源リサイクルを目的とする ~ の施設を
『有機性廃棄物リサイクル推進施設』にそれぞれ統合します。
なお、 ~ は廃止、整理します。

(2) 交付対象範囲の拡充

エネルギー回収推進施設において、エネルギー回収の高度化及びアスベスト飛散防止徹底等の安全性向上のための機能・設備強化の観点から関連設備を対象範囲に追加します。

具体的には、エネルギー回収の効率化、処理に伴うアスベストの飛散防止徹底という2つの観点から、

焼却炉本体、ボイラーといった熱回収の心臓部分

破砕やダストの除去設備といった飛散防止の重要部分

に関する建築設備（建物）について、交付の対象とします。

有機性廃棄物リサイクル推進施設において、有機性資源回収の高度化のための機能・設備強化の観点から関連設備を対象範囲に追加します。

具体的には、たい肥化施設、飼料化施設、汚泥再生処理センターといったバイオマスのリサイクル施設についても、バイオマスリサイクルの効率化といった観点から、

発酵・たい肥化設備、発酵・飼料化設備といったリサイクルの心臓部分

に関する建築設備（建物）について、交付の対象とします。

マテリアルリサイクル推進施設及びエネルギー回収推進施設において、「石綿含有家庭用品を処理する際の留意すべき事項について」（平成18年6月9日付環廃対発第060609002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知（参考資料1（P14）参照））等に適合させるための安全対策設備追加事業を交付対象に追加します。

「不適正最終処分場再生事業」を「最終処分場再生事業」と改め、従来までの再生事業に加え、次の条件を満たす場合には、適正な最終処分場における再生事業についても交付対象とします。

(ア) 新たに最終処分場を整備する場合より費用対効果が優れていること。

(イ) 5カ年分以上の埋立容量を増加させるための事業であること。

(3) その他

エネルギー回収推進施設において、ごみ固形燃料(RDF)化施設を整備する場合は、発電効率又は熱回収率が20%以上の余熱を利用するRDF利用施設へ持ち込むものに限ります。

7. 留意事項

(1) 広域的な取組

循環型社会づくりのための社会資本整備は、地域間で連携した取組が合理的であり、望ましいと考えられるため、3R推進交付金制度においては、循環型の3R・処理の推進に加え、広域的な3R・処理の推進を目指すこととしています。このため、人口5万人以上又は400km²以上という広域要件(過疎地域等の特定地域については特例有り。)を設定しています。

地域計画を策定する市町村は、広域要件の特例に該当する場合であっても、まずは、市町村間で様々な連携、共同の事業ができないか、そのような事業が合理的かどうかを都道府県広域化計画を踏まえて検討することが必要です。地域における循環型社会づくりを合理的に進める上で市町村同士での連携、共同ということは、今後ますます重要になると考えられます。

したがって、計画を策定する市町村の広域化をできるだけ図り、将来に向けた市町村間の連携、共同したシステムの検討フレームを設けることが肝要です。

(2) PFI事業

3R推進交付金は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年7月30日法律第117号。以下「PFI法」という。)に基づくPFI事業による施設整備についても、交付対象とすることとしているため、PFI事業を行う市町村に対して交付金を交付し、市町村からPFI選定事業者へ交付金が交付されることとなります。また、PFI法に基づく事業ではありませんが、市町村が施設を所有し資金調達を行う「公設民営方式(DBO方式)」も交付対象です。これらの方式は、施設の建設・運営を一体で発注することを通じ、建設・運営について競争性を高め、適正な価格での契約にも役立つことから、市町村等における導入が徐々に広がってきており、注目に値するものと考えられます。

(3) 廃棄物処理センター

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）に基づく廃棄物処理センターは、産業廃棄物だけでなく一般廃棄物も併せて広域的・拠点的な処理を行うための事業です。

廃棄物処理センター方式で市町村等が都道府県とも連携して、一般廃棄物の 3 R ・処理のための施設整備を行う場合にあっては、交付金と同水準の支援が行えるよう、廃棄物処理施設整備費国庫補助金を廃棄物処理センターに直接交付（補助率：1 / 3）することとしています。

(4) 廃棄物処理施設整備費国庫補助金及び公害防止計画地域の嵩上げ措置

一般廃棄物に係る廃棄物処理施設整備費国庫補助金については、上記廃棄物処理センターを除き、継続事業及び平成 17 年度までに策定された公害防止計画に基づく廃棄物処理施設整備事業に限ることとしています。

また、公害防止計画地域の補助率の嵩上げ措置は、平成 17 年度までに策定された公害防止計画に基づく事業について廃棄物処理施設整備費国庫補助金により行うこととしますが、平成 18 年度以降に策定する公害防止地域に基づく事業については、嵩上げ措置を廃止します。

(5) 廃焼却炉の解体

平成 14 年度のダイオキシン類排出規制強化に適合できなかったこと等の理由により廃止されたごみ焼却施設の解体に対する環境省の補助制度及び総務省の地方財政措置あるいは特別交付税については、平成 18 年 1 月 13 日付環廃対発第 060113001 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知「廃焼却炉の円滑な解体の促進」(参考資料 2 (P 23) 参照) によりその制度をご案内しているところです。廃止されたものの未解体となっている施設がありましたら、各制度を活用いただき早期に解体できるようご検討願います。

(図1) 循環型社会形成推進地域計画策定の流れ

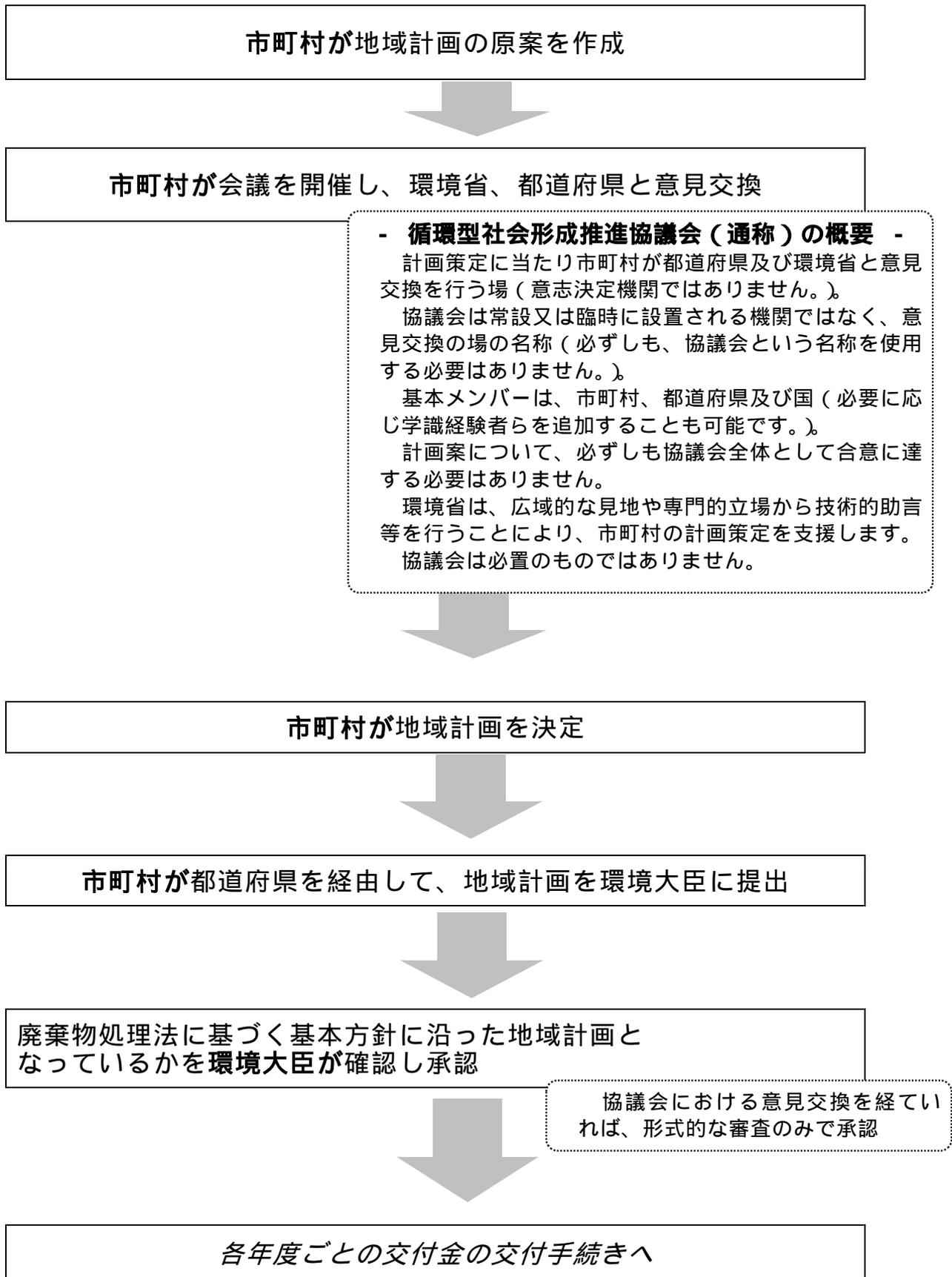
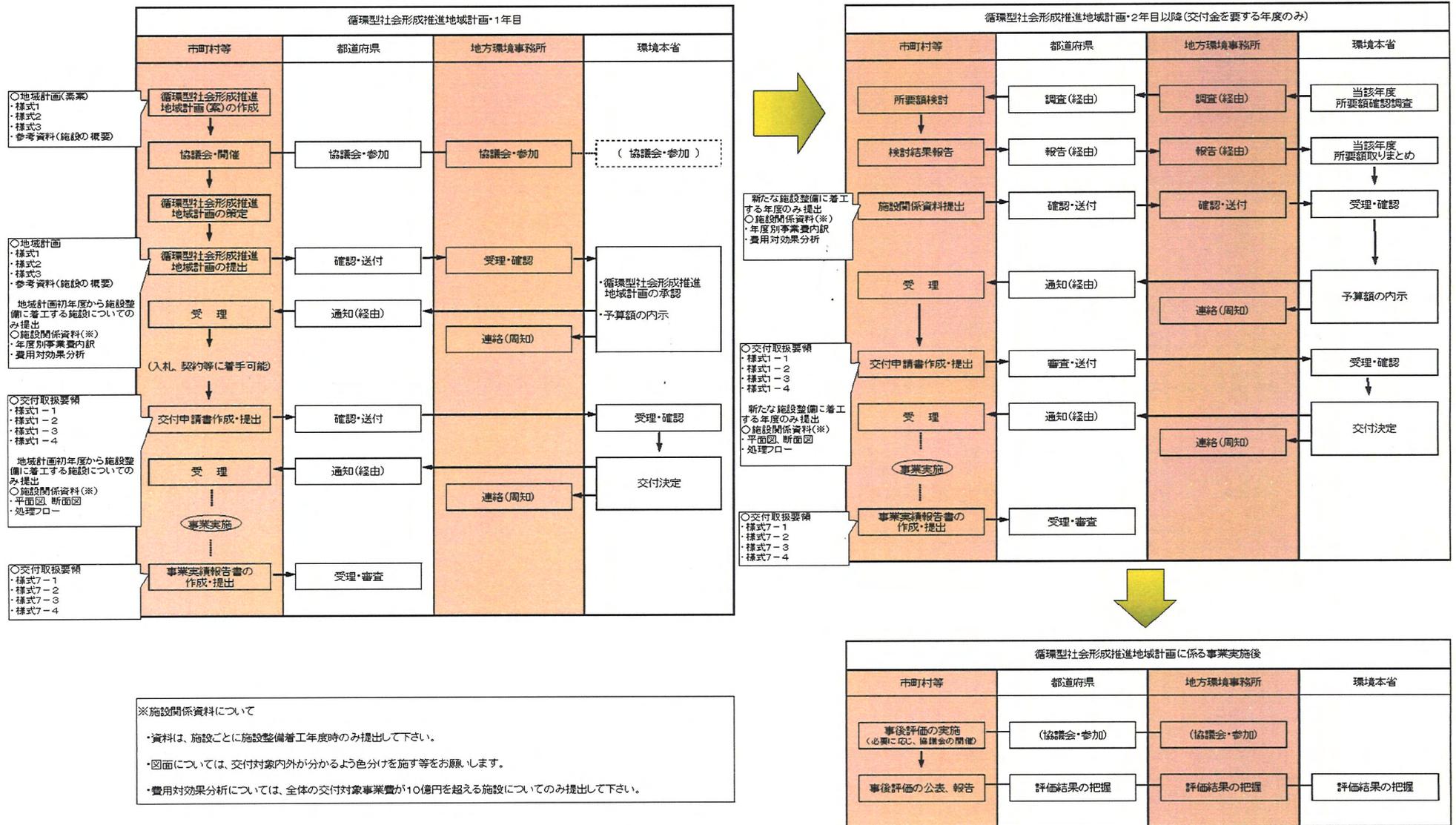


図2

循環型社会形成推進交付金に係る事務フロー図



< リサイクル >

マテリアルリサイクル推進施設

< エネルギー回収 >

エネルギー回収推進施設

高効率バイオガス回収は、交付率：1/2
熱回収は、発電又は熱回収の効率10%以上
RDF化は、発電又は熱回収の効率一定以上の施設での利用

< バイオマスリサイクル >

有機性廃棄物リサイクル推進施設

< 最終処分 >

最終処分場

可燃性廃棄物の直接埋立施設を除く

最終処分場再生事業

適正な処分場の再生(延命化等)も以下の場合は対象
(ア)新たに最終処分場を整備する場合より費用対効果が優れていること
(イ)5カ年以上の埋立処分容量の増加が図られること

< 水循環 >

コミュニティ・プラント

浄化槽設置整備事業

浄化槽市町村整備推進事業

< 産業廃棄物対策 >

併せ産廃モデル施設

熱回収施設

熱回収は、発電又は熱回収の効率10%以上

最終処分場

可燃性廃棄物の直接埋立施設を除く

< 地域特例 >

可燃性廃棄物直接埋立施設

交付の対象は、沖縄県、離島地域、奄美群島のみ

焼却施設

熱回収を行わない施設に限る
交付の対象は、沖縄県、離島地域、奄美群島のみ

廃棄物循環型処理施設基幹的施設

交付の対象は、沖縄県のみ

< 計画支援 >

施設整備に関する計画支援事業

循環型社会形成推進交付金・交付率一覧

対象事業	区分	廃棄物処理施設整備費	沖縄開発事業費	北海道廃棄物処理施設整備費	離島振興事業費
マテリアルリサイクル推進施設		1 / 3	1 / 2	1 / 3	1 / 3
エネルギー回収推進施設 (除く高効率原燃料回収施設)		1 / 3	1 / 2	1 / 3	1 / 3
高効率原燃料回収施設		1 / 2	1 / 2	1 / 2	1 / 2
有機性廃棄物リサイクル推進施設		1 / 3	1 / 2	1 / 3	1 / 2 (1 / 3)
最終処分場		1 / 3	1 / 2	1 / 3	1 / 3
最終処分場再生事業		1 / 3	1 / 2	1 / 3	1 / 3
併せ産廃モデル施設		1 / 3	1 / 2	1 / 3	1 / 3
コミュニティ・プラント		1 / 3	1 / 2	1 / 3	1 / 2
浄化槽設置整備事業		1 / 3	1 / 2	1 / 3	1 / 2
浄化槽市町村整備推進事業		1 / 3	1 / 2	1 / 3	1 / 2
廃棄物循環型処理施設基幹的施設		-	1 / 2	-	-
可燃性廃棄物直接埋立施設		-	1 / 2	-	1 / 3
焼却施設		-	1 / 2	-	1 / 3
施設整備に関する計画支援事業		1 / 3 (1 / 2)	1 / 2	1 / 3 (1 / 2)	1 / 3 (1 / 2)

備考

1. 北海道廃棄物処理施設整備費にあって、離島振興法第4条第1項の離島振興計画に基づき整備される事業である場合は、離島振興事業費欄と同様の交付率です。
2. 離島振興事業費欄の有機性廃棄物リサイクル推進施設の交付率は、し尿を処理する施設を整備する事業にあっては1 / 2、その他は1 / 3です。
3. 廃棄物処理施設整備費、北海道廃棄物処理施設整備費及び離島振興事業費の各欄の施設整備に関する計画支援事業の交付率は、支援事業の母体となる施設整備の交付率に準ずるものです。

事業間流用

年度		A事業	B事業	C事業
n	交付額	10億円	10億円	10億円
	国庫負担額	5億円	15億円	10億円
	地方負担額	10億円	30億円	20億円
	交付対象外事業費	5億円	15億円	10億円
	進捗率(施工率)	50%	150%	100%
	総事業費	20億円 40億円	60億円 40億円	40億円
	交付対象事業費	15億円 30億円	45億円 30億円	30億円
n + 1	交付額	10億円	10億円	10億円
	国庫負担額	15億円	5億円	10億円
	地方負担額	30億円	10億円	20億円
	交付対象外事業費	15億円	5億円	10億円
	進捗率(施工率)	150%	50%	100%
	総事業費	60億円 40億円	20億円 40億円	40億円
	交付対象事業費	45億円 30億円	15億円 30億円	30億円

年度間調整

当初計画

年度	n	n + 1	n + 2
交付額	10億円	10億円	10億円
国庫負担額	10億円	10億円	10億円
地方負担額	20億円 <small>交付対象外事業費 10億円</small>	20億円 <small>交付対象外事業費 10億円</small>	20億円 <small>交付対象外事業費 10億円</small>
総事業費	40億円	40億円	40億円
交付対象事業費	30億円	30億円	30億円



実施結果

年度	n	n + 1	n + 2
交付額	10億円	10億円	10億円
国庫負担額	5億円 5億円	10億円	10億円
地方負担額	5億円 <small>持ち出しは本来10億円のところ5億円になる</small>	35億円	20億円
総事業費	25億円 40億円	55億円 40億円	40億円

n年度に5億円多く交付しているため、n+1年度は15億円の交付額のところ10億円となる

交付額を変更せずに、地方負担分にあてることができる

各都道府県一般廃棄物行政主管部長 殿

環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課長

石綿含有家庭用品を処理する際の留意すべき事項について

石綿含有家庭用品については、処理する際の留意すべき事項について、平成17年9月13日付け環廃対発第050913001号（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）により、各都道府県一般廃棄物行政主管部長あて通知したところです。当該通知においては、破碎等の処理の過程における石綿の挙動に関する科学的知見を踏まえ、石綿含有家庭用品が廃棄物となったもの（以下「石綿含有家庭用品廃棄物」という。）のより適正な処理方法や処理システムのあり方について検討することとしておりましたが、今般別添のとおり検討結果をとりまとめました。この結果を踏まえ、貴管下の市町村に対し、石綿含有家庭用品を処理する場合においては下記のとおり対応するよう周知方お願いします。

記

1 石綿含有家庭用品の処理について

(1) 収集運搬における留意事項

パッカー車又はプレスパッカー車によって、石綿含有家庭用品廃棄物の収集運搬を行うことは問題ないと考えられる。なお、石綿含有家庭用品を分解せず、そのままの状態で排出するなど、飛散しないように排出するよう住民に周知することが適切である。

(2) 破碎処理

破碎施設においては、破碎機周辺などの発じん場所に局所吸気設備を設けるとともに、適正な捕集率を維持するように設計・保守管理されたバグフィルタを用いて集じんするなど、破碎により発生する粉じんの施設外への飛散を防止するための措置を講ずることが必要である。なお、局所吸気設備、バグフィルタ等の設置を行うための改造が必要な場合には、循環型社会形成推進交付金による支援措置を活用することができるので、速やかに改造されたい。また、破碎機室内の作業時には、石綿曝露防止の

ため、防護服・マスクを着用するなど、作業者の曝露防止対策を講ずることが望ましい。

(3) 破碎残さ及び破碎集じん物の保管・運搬

破碎残さ及び破碎集じん物の保管・運搬時には、湿潤させることやシート掛け、フレコンバッグ等の袋詰めなど、飛散防止のための措置を講ずることが必要である。

(4) 焼却・溶融施設

焼却・溶融施設においては、高性能なバグフィルタ等の集じん装置が設けられているため、破碎残さ及び破碎集じん物を処理することは問題ないと考えられる。なお、破碎残さ等の投入口（ごみピット内）周辺での作業時に防護服・マスクを着用するなど、作業者の曝露防止対策を講ずることが望ましい。

(5) 最終処分

破碎残さ及び破碎集じん物をそのまま最終処分する場合には、破碎残さ及び破碎集じん物を湿潤させてから荷下ろしし、転圧する場合は重機が直接埋立対象物の上に乗ることのないよう覆土した後に行うことが必要である。また、1日の作業終了後に埋立面の上面を覆土することが必要である。

(6) 周辺環境及び作業環境への配慮

石綿含有家庭用品を処理する場合又は処理する可能性がある場合は、破碎施設や焼却・溶融施設からの集じんガスの測定を含め、周辺環境及び作業環境における石綿の飛散状況を、6ヶ月に1回程度の頻度で測定することにより把握することが望ましい。なお、焼却・溶融施設からの集じんガスの測定方法については、追って通知する。

2 その他

- (1) 火鉢用付属石綿灰など、飛散性の石綿が使用された製品が排出される場合については、湿潤させ、二重にこん包するなど、飛散防止のための措置を講じた上で排出するよう、十分に住民に周知すること。また、当該製品を処分する場合については、特別管理産業廃棄物である廃石綿等の処理基準を準用し、耐水性の材料で二重こん包するなどすることにより、石綿が飛散しないような措置をとるとともに、一定の場所において分散することのないように埋め立てること。
- (2) アスベスト成形板等の収集運搬に当たっては、上記(1)に関わらず、パッカー車及びプレスパッカー車への投入は行わないなど、石綿が飛散するおそれのないように行うこと。
- (3) 上記1(6)の測定の結果に関しては、環境省において今後調査を行う予定としており、その際には御協力方お願いする。

問い合わせ先： 廃棄物対策課 高橋、馬淵、鈴木、田川 TEL 03-3581-3351 (6857、6852)

(別添)

石綿含有家庭用品の処理方法等について

石綿含有廃棄物の処理の安全性、確実性を確保することは重要かつ喫緊の課題である。石綿含有家庭用品に関しては、平成17年9月に処理の過程で石綿が飛散しないようにするための当面の措置が環境省から市町村に周知され、その中でより適正な処理方法や処理システムのあり方について、専門家の意見を聞きつつ検討するとされている。このような背景から、石綿含有家庭用品の処理方法等について実証試験等の調査が行われ、今般下記のとおり結果をとりまとめた。

1. 一般廃棄物処理施設における石綿含有家庭用品の処理方法等について

1.1 石綿含有家庭用品について

- (1) 経済産業省から公表された石綿を含有する家庭用品のうち、相当過去に販売が終了されたものについては、既に使用を終えて廃棄されたと考えられることから、販売台数が多く（概ね10万台以上）、販売終了後にメーカーの示す使用年数の2倍使用されたとしても、2005年以降に廃棄物として排出される製品を抽出すると、ほとんどのもので石綿の含有は製品の0.1重量%を大きく下回る極めて低い値である。
- (2) 石綿が使用されている部品は、シートパッキン、石綿板、アスベストスポンジと言われるものが多い。このうち、石綿板とアスベストスポンジは、1990年までに代替が終わっているが、シートパッキンは、2005年段階で温水機器や照明器具、洗濯機、冷蔵庫等に一部使用されていた。

1.2 実証試験について

- (1) 石綿含有家庭用品の石綿使用の状況をふまえ、石綿含有家庭用品が廃棄物となったものを模擬する試料として、A市の粗大ごみ、不燃ごみに石綿含有シートパッキンを混入させることとした。石綿含有家庭用品の石綿含有濃度は、1.1(1)のとおり、たいいていの製品について、多くても0.2重量%程度であり、また、石綿含有家庭用品の粗大ごみに占める割合を考慮すると、粗大ごみ中の石綿含有濃度はこれよりも相当低いものと考えられるが、今回の実証試験では、投入ごみ量に対して約1.4重量%（石綿混入率約0.94重量%、パッカー車及びプレスパッカー車への投入）又は約1.3重量%（石綿混入率約0.84重量%、破碎処理）混入させ、実際の処理施設で想定される投入ごみの石綿含有濃度よりも大幅に高い濃度の試料を用いた試験となるようにした。
- (2) 実証試験では、粗大ごみ・不燃ごみの処理を想定し、収集運搬時のパッカー車及びプレスパッカー車への投入、粗大ごみ・不燃ごみ処理施設における破碎処理、焼却施設における破碎残さの焼却、焼却灰の溶融における石綿の挙動をそれぞれ調査した。
- (3) パッカー車又はプレスパッカー車へのごみ投入と破碎処理に係る試験では、前記(1)の模擬試料を用いた。
- (4) 焼却処理に係る試験では、可燃ごみに通常処理時と同程度の混入割合の(3)の破碎処理に係る試験の破碎残さをうい、さらに溶融はその焼却灰を使用した。これらの焼却処理と溶融処理に係る試験では、新たにシートパッキンを追加していない。
- (5) 使用したシートパッキンは、石綿含有率67%の新品の製品を使用した。

1.3 実証試験の結果と評価

(1) 収集運搬作業（パッカー車、プレスパッカー車への投入）

パッカー車及びプレスパッカー車の投入口付近で発じん測定を行ったところ、測定結果は定量下限値（1本/L）未満^{注1}であり、一般大気環境の濃度^{注2}と同レベルであった。

(2) 破碎処理

処理施設の敷地境界における測定値は、風上で0.14本/L、風下で定量下限値（0.13本/L）未満と、一般大気環境の濃度^{注2}と同レベルであった。

投入口付近、破碎機周辺、可燃物貯留場、鉄貯留ホッパ周辺の4カ所で発じん測定を行ったところ、測定結果は定量下限値（10本/L）未満（鉄貯留ホッパ周辺）～38本/L（破碎機周辺）であり、「屋外作業場等における作業環境管理に関するガイドライン（基発第0331017号）」（以下「屋外ガイドライン」という。）の管理濃度である0.15本/cm³（150本/L）を十分下回っていた^{注3}。

破碎施設の破碎ライン等のダストを含めた空気を吸気した集じんガスについては、バグフィルタ入口で53本/L（1号機）及び34本/L（2号機）である一方、バグフィルタ出口での除じん後のガスで定量下限値（0.44本/L）未満（1号機）及び0.30本/L（2号機）であり、出口では一般大気環境の濃度^{注2}と同レベルとなっていた。

また、産業廃棄物破碎施設テストプラントで石綿含有スレート材のみを二軸破碎機及びハンマーミルで処理したときのバグフィルタ入口の石綿濃度はそれぞれ12本/L（二軸破碎機、ろ過速度3m/分）、17本/L（同、ろ過速度1m/分）、330本/L（ハンマーミル、ろ過速度3m/分）であったが、バグフィルタ出口の除じん後のガスではいずれも定量下限値未満（<1.1本/L）であった。

石綿に対するバグフィルタの捕集性能については、過去の調査結果^{注4}によって示されているが、この実証試験結果からも、バグフィルタは石綿に対して十分な捕集性能（除去率90～99%以上）を期待できることが明らかとなった。

実証試験を行った施設では局所吸気し、破碎施設からの集じんガスをバグフィルタで除じんしていることから、破碎作業及び施設からの石綿の飛散の防止の為に実証試験と同様に局所吸気、破碎施設からの集じんガスの除じんといった飛散防止措置を講ずることが必要である。

また、集じん物からは、分散染色法^{注5}で3000粒子中4本未満と石綿は検出されなかったが、集じん物のようにダストを多く含む試料中の石綿の分析方法や、石綿がフィルタに捕捉されている可能性の検討などについては今後の研究課題である。

集じん物と同様に破碎残さからは分散染色法^{注5}では石綿は検出されなかったが、破碎残さ中にシートパッキンの破片の一部が目視されており、破碎残さの保管・運搬時における飛散防止措置を講ずることが必要である。

(3) 焼却施設・溶融施設

投入ホッパで発じん測定を行ったところ、結果は20本/Lと屋外ガイドラインの管理濃度である0.15本/cm³（150本/L）を十分下回っていた^{注3}。

排ガスについては、バグフィルタ出口で定量下限値（0.31本/L）未満であり、一般大気環境の濃度^{注2}と同レベルであった。

焼却灰、スラグ、集じん灰については分散染色法^{注5}で石綿は検出されなかったが、より詳細な挙動等の定量化については今後の研究課題である。

焼却灰冷却水、スラグ水砕水（いずれも井水）からは繊維状物質が検出されたが、電子顕微鏡（SEM+EDX）で分析した結果、前者が硫酸カルシウム、後者が珪素・アルミニウム・カルシウム等を成分とした繊維であることを確認した。

1.4 石綿含有家庭用品の処理方法

通常よりも高濃度の石綿を含むように石綿含有部品を投入して行った今回の実証試験の結果等を踏まえると、石綿含有家庭用品の処理は、下記に示す方法により行うことが適当である。

(1) 石綿含有家庭用品の収集運搬

パッカー車及びプレスパッカー車によって、石綿含有家庭用品を含む廃棄物の収集運搬を行うことは問題ないと考えられる。なお、石綿含有家庭用品を分解せず、そのままの状態で排出するなど、飛散しないように排出するよう住民に周知することが適切である。

(2) 破碎処理

破碎施設においては、投入口、破碎機周辺など発じん場所の局所吸引設備を設けるとともに、適正な捕集率を維持するように設計・保守管理されたバグフィルタ又は同等の集じん設備を用いて集じんし、破碎により発生する粉じんが破碎作業の周辺など施設周辺に飛散しないための措置を講ずることが必要であり^{注6}、こうした設備のない施設にあつては、バグフィルタ等の設置を行うための改造が必要となる。なお、破碎機室内の作業時には、石綿曝露防止のため、防護服・マスクを着用するなど、作業者の曝露防止対策を講ずることが望ましい。

(3) 破碎残さ及び集じん物の保管・運搬

破碎施設の破碎残さ及び集じん物の保管・運搬時には、加湿やシート掛け、袋詰めなど、飛散防止のための措置を講ずることが必要である。

(4) 焼却施設・溶融施設

焼却・溶融施設においては、高性能なバグフィルタ等の集じん装置が設けられているため、破碎残さ及び集じん物を処理することは問題ないと考えられる。なお、投入口（ごみピット内）周辺での作業時に防護服・マスクを着用するなど、作業者の曝露防止対策を講ずることが望ましい。

(5) 最終処分

破碎残さ及び集じん物をそのまま最終処分する場合には、破碎残さ及び集じん物を湿潤させてから荷卸しし、転圧する場合は重機が直接埋立対象物の上に乗ることのないよう覆土した後に行うことが必要である。また、1日の作業終了後に埋立面の上面を覆土することが必要である。

(6) 周辺環境及び作業環境への配慮

石綿含有家庭用品を処理する場合又は処理する可能性がある場合は、破碎施設や焼却・溶融施設からの集じんガスの測定を含め、周辺環境及び作業環境における石綿の飛散状況を、6ヶ月に1回程度の頻度で測定することにより把握することが望ましい。

注1 測定条件が違うことから、データ毎にその定量下限値が異なっている。

注2 平成17年度に環境省が行ったモニタリングの結果において、一般大気環境中（住宅地域、商工業地域、農業地域）の石綿濃度は1.56本/L以下であった。（平成17年度アスベスト緊急大気濃度調査結果（環境省、平成18年3月））

注3 今回の実証試験については、定点測定を前提とした作業環境測定を用いることは適切でな

いことから、有害物質の濃度が最も高くなる作業時間帯における測定値を作業環境評価基準と同等の管理濃度と比較して評価している屋外ガイドラインの考え方を準用して評価した。

注⁴ バグフィルタの捕集性能に関しては、これまで下記のような知見が報告されている。

- ・石綿用のバグフィルタの運転実績として、設計及び保守管理が適正であれば効果的に石綿を処理することができる((石綿を含む粉じんの)捕集率で99%以上)ことが示されている。(石綿排出抑制マニュアル増補版(環境省大気保全局大気規制課監修、昭和63年3月、ぎょうせい)
- ・粗大ごみ処理施設7カ所において行われた調査では、バグフィルタ入り口や廃棄物の選別施設において高濃度(12~119本/L)の石綿が検出された場合でも、バグフィルタを用いることで1~3本/Lまで低減された。(最終処分場におけるアスベストの挙動に関する研究報告書(厚生省生活衛生局水道環境部、平成元年3月及び平成2年3月))

注⁵ 測定対象の繊維状物質の屈折率と浸液の屈折率を一致させ、屈折率が光の波長によって変化する性質(分散)を利用して、試料中の測定対象繊維だけを光学的に着色させて識別する方法。

注⁶ 大気汚染防止法で規制される特定粉じん発生施設において採用する集じん装置の種類については具体的な定めはないが、バグフィルタが石綿を最も効率よく集じんとされている。実際に、特定粉じん発生施設において設置されていた集じん機の95%余りを占めていたとの報告がある(アスベスト対策推進検討会報告書(アスベスト対策推進検討会、平成元年11月))。破碎施設の集じん装置は、多くの場合、ろ過風速が2~3m/分で設計、運転管理されており、今回の実証試験においても1m/分、2.4m/分、3m/分と概ね同様の範囲である。従って、こうしたろ過速度であれば適正な除去率が確保できると考えられるが、石綿の除去率とバグフィルタの設計・保守管理条件との定量的な関係や石綿の挙動については、今後の研究課題である。また、今回の実証試験ではバグフィルタでのデータに限られるため、バグフィルタ以外の集じん装置を使用する場合には集じんガスの測定を行うことが適切である。

2. 家電リサイクルプラントについて

家電リサイクルプラントで扱っている冷蔵庫やエアコン、洗濯機にはこれまでパッキン等にアスベストが使用されてきているが、家電製品協会の会員会社による、作業者の環境を把握するために行った自主測定の結果では、プラント内におけるアスベスト濃度は0.8本/L以下と一般大気環境レベルの濃度であった。今後、石綿含有家庭用品を処理する場合又は処理する可能性がある場合は、適正な除去率を維持するように設計・保守管理されたバグフィルタを用いて集じんするなど、粉じん等の飛散防止のための措置を講ずることが必要である。また、破碎施設からの集じんガスの測定を含め、周辺環境及び作業環境における石綿の飛散状況を、6ヶ月に1回程度の頻度で測定することにより把握することが望ましい。

3. その他

ここで示した処理方法については、2年間程度、処理施設における飛散状況等の情報の蓄積を行った上で、必要に応じ評価・検討することが適切である。

1. ごみ収集車

アスベスト含有物投入時測定結果

総投入量: 約320kg/30min × 台 (内、4.5kgがアスベスト含有シートパッキン) アスベスト含有廃棄物混入率: 約1.4% アスベスト混入率: 約0.94%
--

車種	計数法 (本/L)	
	風下	風上
プレスパッカー車	定量下限値 未満 (<1)	定量下限値 未満 (<1)
パッカー車	定量下限値 未満 (<1)	定量下限値 未満 (<1)

参考となる数値

1:10本/L以下

[大気汚染防止法施行規則 第16条の2]

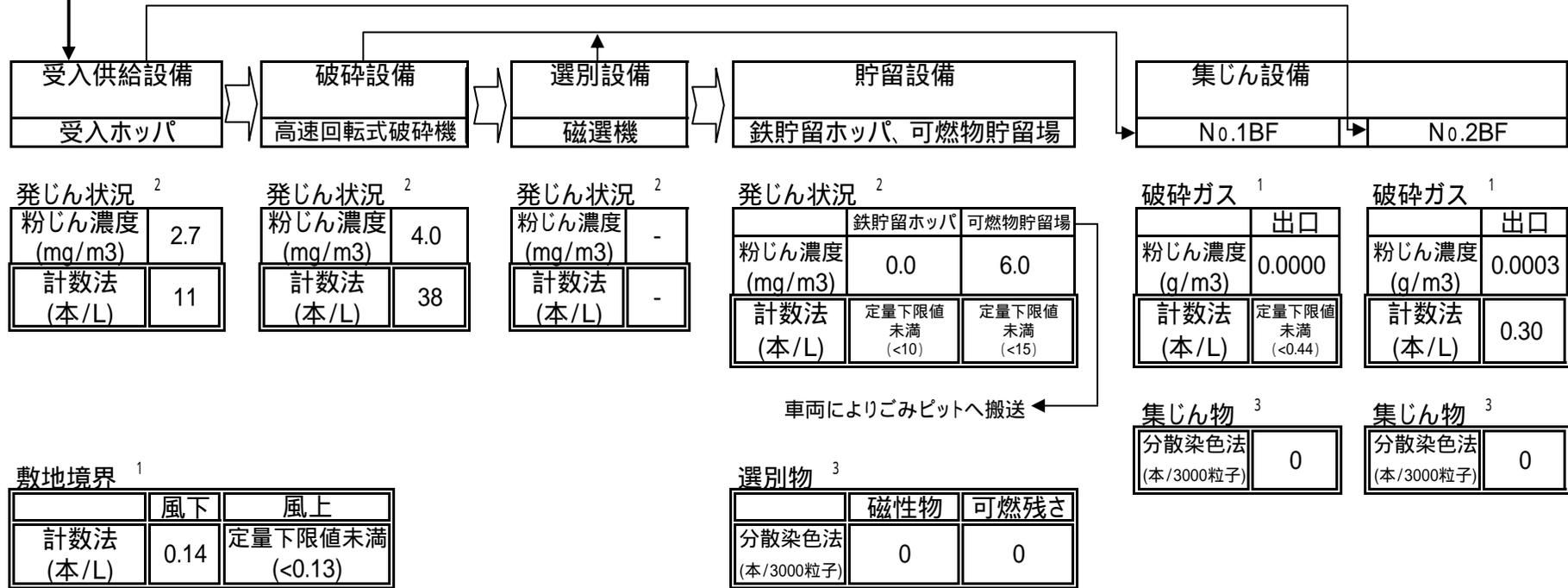
特定粉じん発生施設に係る隣地との敷地境界における規制基準

1.56本/L以下

[平成17年度アスベスト緊急大気濃度調査結果における一般大気環境中の石綿濃度]

2. A市粗大ごみ処理施設 アスベスト処理時測定結果

総投入量:約60t/4h
 [粗大・不燃ごみ投入量:約59t
 アスベスト含有シートパッキン投入量:0.75t(アスベスト含有率67%)]
 アスベスト製品混入率:約1.3%
 アスベスト混入率:約0.84%



参考となる数値

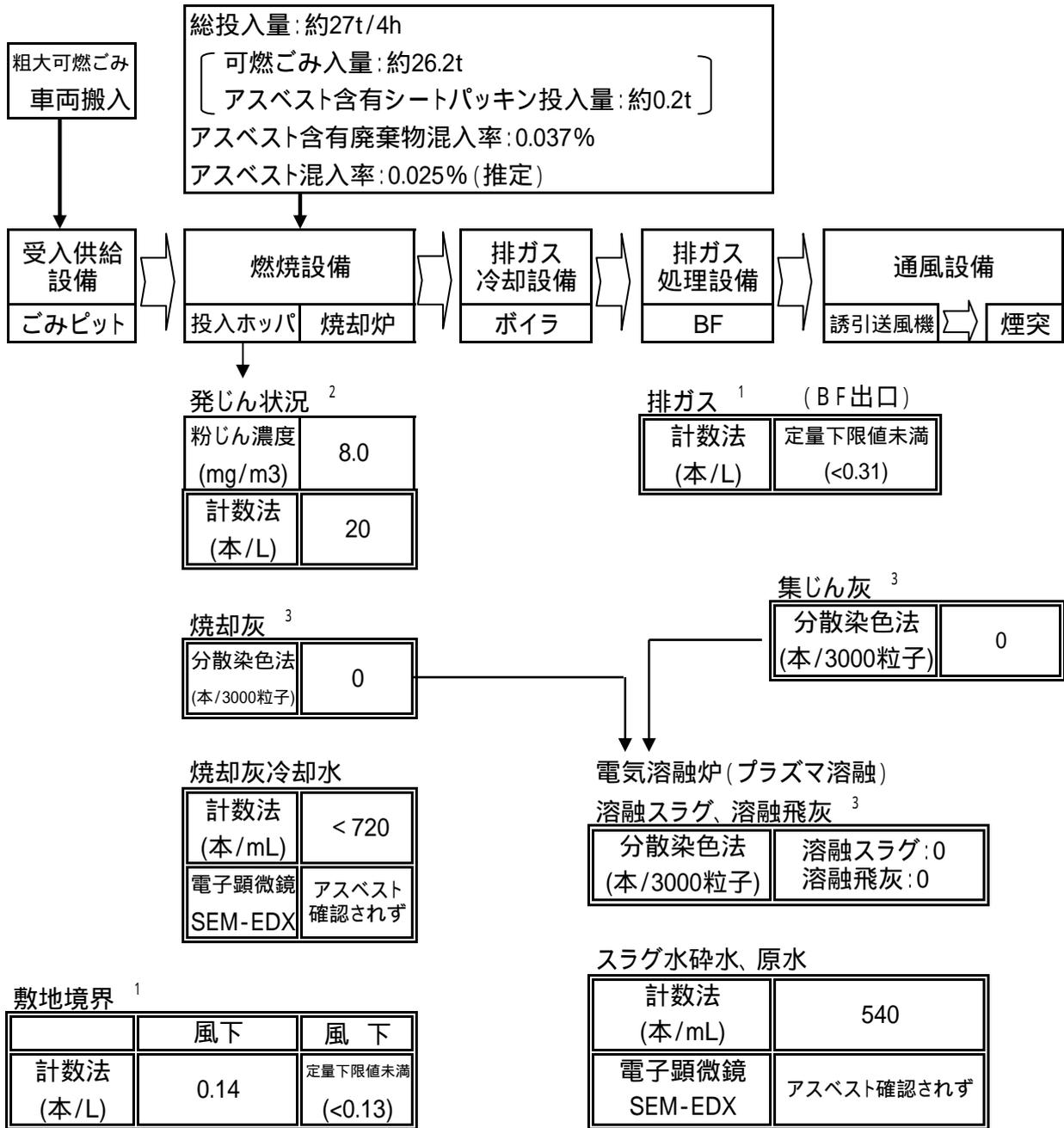
1:10本/L以下 [大気汚染防止法施行規則 第16条の2 特定粉じん発生施設に係る隣地との敷地境界における規制基準]

1.56本/L以下 [平成17年度アスベスト緊急大気濃度調査結果(環境省、平成18年3月)における一般大気環境中(住宅地域、商工業地域、農業地域)の石綿濃度]

2:150本/L未満 [屋外作業場等における作業環境管理に関するガイドライン(基発第0331017号) 管理濃度]

3:3000粒子中 4本未満 [JIS A 1481建材製品中のアスベスト含有率測定方法 アスベストの有無の判定基準]

3. A市ごみ焼却処理施設 アスベスト処理時測定結果



参考となる数値

1: 10本/L以下

[大気汚染防止法施行規則 第16条の2 特定粉じん発生施設に係る隣地との敷地境界における規制基準]

1.56本/L以下 [平成17年度アスベスト緊急大気濃度調査結果における一般大気環境中の石綿濃度]

2: 150本/L未満 [屋外作業場等における作業環境管理に関するガイドライン(基発第0331017号) 管理濃度]

3: 3000粒子中 4本未満 [JIS A 1481建材製品中のアスベスト含有率測定方法 アスベストの有無の判定基準]

環廃対発第 060113001 号

平成 18 年 1 月 13 日

各 都 道 府 県
廃棄物行政主管部(局)長 殿

環境省大臣官房
廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課長

廃焼却炉の円滑な解体の促進について

一般廃棄物行政の推進については、日頃から多大なご尽力を賜り、感謝いたします。

さて、平成 14 年のダイオキシン類排出規制強化に適合できなかったこと等の理由により廃止されたごみ焼却施設の円滑な解体については、廃焼却炉を解体しようとする市町村等からの財政支援の要望も踏まえ、環境省では平成 16 年度に廃焼却炉の解体費に対する国庫補助制度を創設し、跡地の全部または一部にストックヤードなどの廃棄物処理施設を整備する場合に、廃焼却炉の解体費を含め国庫補助を行い、廃焼却炉の円滑な解体の促進に努めてきたところです。また、平成 17 年度からは、循環型社会形成推進交付金においても同様の措置としたところです。(別紙 1 参照)

総務省においても、廃焼却炉の解体を新施設の建設事業と一体として実施する場合には、各事業債の対象とするといった地方財政措置が講じられており、さらに、跡地利用計画がなく更地にする場合など、市町村が単独事業として実施する廃焼却施設の解体費についても、特別交付税によりその一部を措置することとされております。(別紙 1 参照)

先般、貴庁のご協力により把握した廃焼却炉解体計画の調査結果によると、廃止されたものの未解体となっている施設は、別紙 2 のとおり平成 17 年 12 月 1 日現在で全国に 612 箇所、うち解体予定施設数は 233 箇所にとどまっている状況となっております。

つきましては、調査結果を踏まえ、循環型社会形成推進交付金や特別交付税等の廃焼却炉解体に対する国による支援制度について、貴管下市町村に対し改めて十分な周知を図るとともに、支援制度の活用によって廃焼却炉の円滑な解体が促進されるようご指導願います。

(別紙 1)

循環型社会形成推進交付金による廃焼却炉解体に対する支援制度 (環境省)

【交付要件】

廃焼却炉解体と廃棄物処理施設整備を一体として行う事業であること。

なお、3 ng/g 以上のダイオキシン類に汚染されている場合には、解体後 5 年以内 (解体の翌年度から起算) に廃棄物処理施設整備に着手すればよいこととしている。

【交付率】

1 / 3 (ただし、高効率原燃料回収施設を整備する場合は 1 / 2)

【その他】

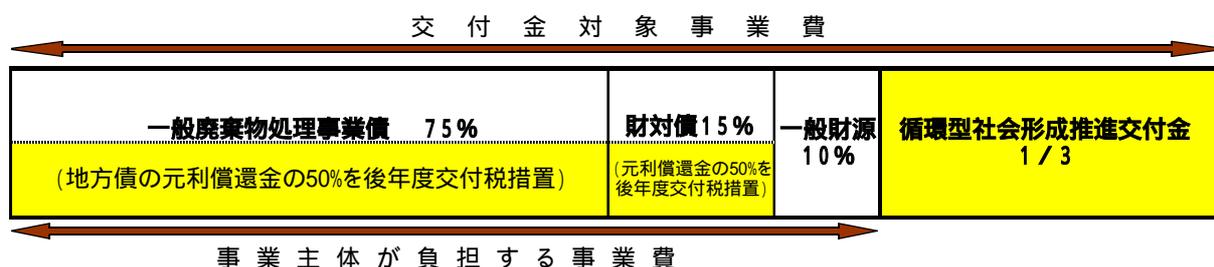
解体撤去費が施設整備費を上回る場合においても、交付対象となる。

地方財政措置による廃焼却炉解体に対する支援制度 (総務省)

【地方債】

解体撤去工事に要する経費については、既存建物を撤去しなければ新增築できない場合など、新施設の建設事業を実施するために直接必要と認められる場合は、新施設の建設事業と一体の事業として、該当の事業債の対象とする。(廃棄物処理施設の建替、公園整備等)

(跡地に一般廃棄物処理施設を整備する際の例)



全体の事業費のうち、約 60% (網掛け部分) が国からの財政支援で措置される。

上図は、一般廃棄物処理施設整備の場合を例示したものであり、跡地に整備する施設によって活用できる地方債は異なる。

【特別交付税】

各事業債 (上記の地方債) の対象とならない場合や、跡地利用計画がなく更地にする場合など、一般財源負担 (地方単独事業) により解体撤去工事を実施する場合には、解体に要する経費の 30% を特別交付税として措置する。【平成 13 年度から措置】

(別紙2)

平成17年12月1日までに廃止され、未解体の一般廃棄物焼却施設数

都道府県	未解体の施設数	左のうち、解体予定施設数	前回調査時からの増減 (未解体施設数)
北海道	93	19	0
青森県	21	8	0
岩手県	16	4	1
宮城県	12	4	5
秋田県	8	3	1
山形県	3	2	0
福島県	14	11	0
茨城県	10	7	1
栃木県	14	6	4
群馬県	7	5	1
埼玉県	15	5	0
千葉県	13	4	2
東京都	7	1	3
神奈川県	6	4	0
新潟県	7	2	8
富山県	5	5	3
石川県	6	3	1
福井県	5	2	0
山梨県	2	2	3
長野県	11	4	4
岐阜県	13	9	6
静岡県	17	7	6
愛知県	12	6	4
三重県	12	3	1
滋賀県	3	3	1

都道府県	未解体の施設数	左のうち、解体予定施設数	前回調査時からの増減 (未解体施設数)
京都府	2	1	5
大阪府	2	1	7
兵庫県	24	20	1
奈良県	2	0	0
和歌山県	9	1	0
鳥取県	9	6	0
島根県	13	8	1
岡山県	15	15	1
広島県	34	4	1
山口県	12	3	0
徳島県	6	2	1
香川県	6	0	0
愛媛県	13	6	4
高知県	12	2	3
福岡県	12	11	5
佐賀県	11	7	4
長崎県	46	4	8
熊本県	12	1	3
大分県	10	7	1
宮崎県	7	1	1
鹿児島県	10	1	1
沖縄県	13	3	1
全国	612	233	51

(*1) 調査時点で解体工事中の施設を除いた数字である。

(*2) 増加分は、16年7月2日以降に廃止された焼却炉。減少分は17年7月2日以降に解体を始めた分である。

青森県4件、栃木県:4件、千葉県:9件、東京都:2件、神奈川県:2件、長野県:2件、岡山県:14件、佐賀県:4件、長崎県:9件の報告ミスが前回の調査時にあった。(今回判明した、前回調査時における報告漏れの数:50件)

3. 事例集

これまでに環境大臣の承認を受けた循環型社会形成推進地域計画を参考事例として紹介します。

事務組合を結成して整備

名張・伊賀市地域循環型社会形成推進地域計画の概要

【地域概要】

構成市町村：名張市・伊賀市

総人口：188,339人 総面積：687.92 km²

【計画概要】

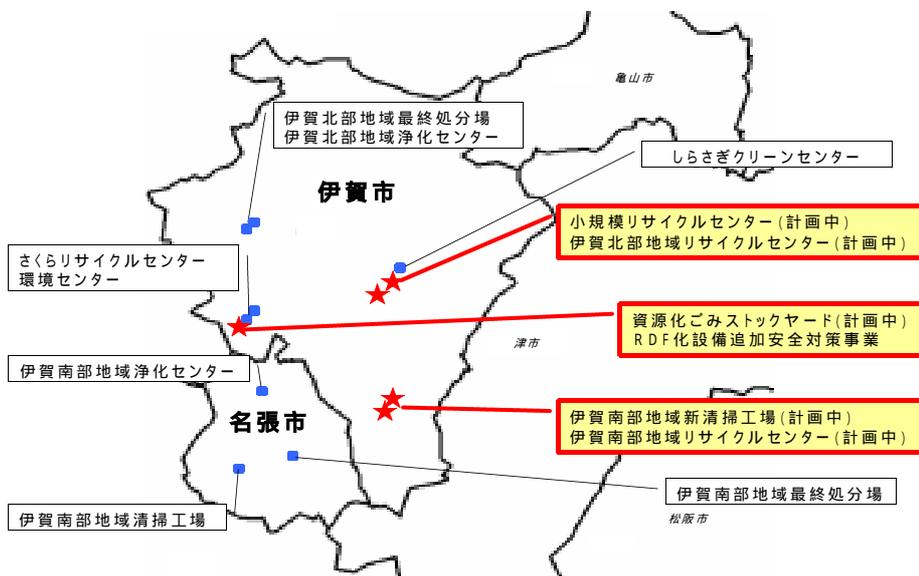
平成16年に合併により成立した伊賀市、名張市及び事務組合により設置された一部事務組合のもと、約700 km²と広域である当地域において現在埋立処分しているプラスチック類のリサイクルを特に重点的・効率的に進めるため、リサイクル施設の整備等を行うもの

地域計画期間：平成17年度から平成21年度

交付金対象施設：リサイクルセンター(2ヶ所)、ストックヤード(2ヶ所)、熱回収施設
ごみ固形燃料化設備追加安全対策事業(いずれも伊賀市内に設置)

【減量化・再生利用の目標】

	現状(H15年度)	目標(H21年度)	対H15年度比
総排出量(トン)	72,316	72,769	0.6%
再生利用			
直接再資源化量(トン)	7,167	7,688	7.3%
総資源化量(トン)	40,266	53,374	32.6%
最終処分量(トン)	14,918	1,631	89.1%



都市部で総合的に整備

広島市循環型社会形成推進地域計画の概要

【地域概要】

構成市町村:広島市

総人口:1,155,004人 総面積:904 km²

【計画の概要】

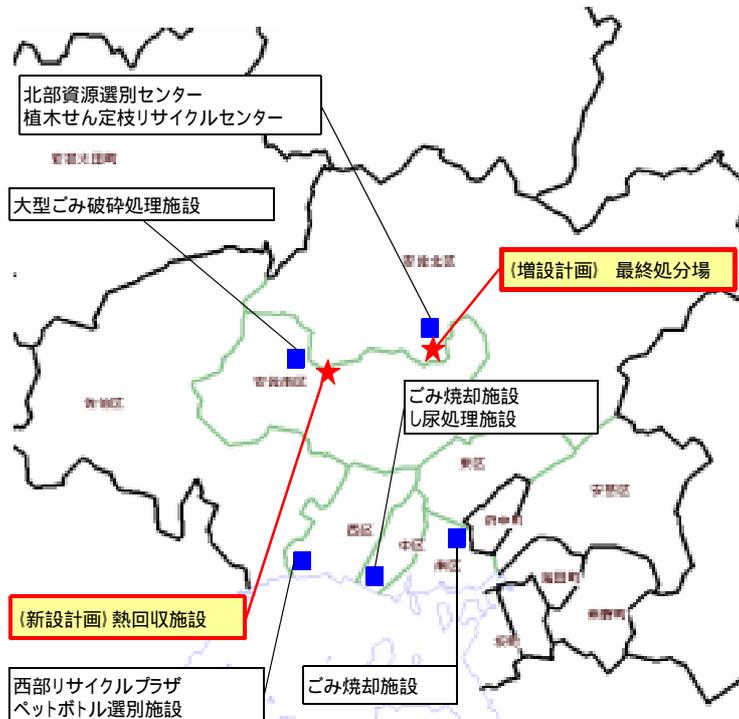
増加傾向にある廃棄物の排出に対処するため、一昨年「ゼロエミッションシティ広島を目指す減量化プログラム」を策定したところであり、これをうけ、循環型社会づくりの体制を総合的に整備するため、施設を新設するもの。

地域計画期間:平成17年度から平成22年度

交付金対象施設:熱回収施設、最終処分場

【減量化・再生利用の目標】

	現状(H16年度)	目標(H23年度)	対H16年度比
総排出量(トン)	421,971	350,547	16.9%
総資源化量(トン)	59,552	86,488	45.2%
熱回収量(MWh)	63,437	47,063	25.8%
最終処分量(トン)	68,958	51,104	25.9%



圏域外との連携

宮田町外三町地域循環型社会形成推進地域計画の概要

【地域概要】

構成市町村: 宮田町・若宮町・小竹町・鞍手町

総人口: 60,627人 総面積: 189.75 km²

【計画概要】

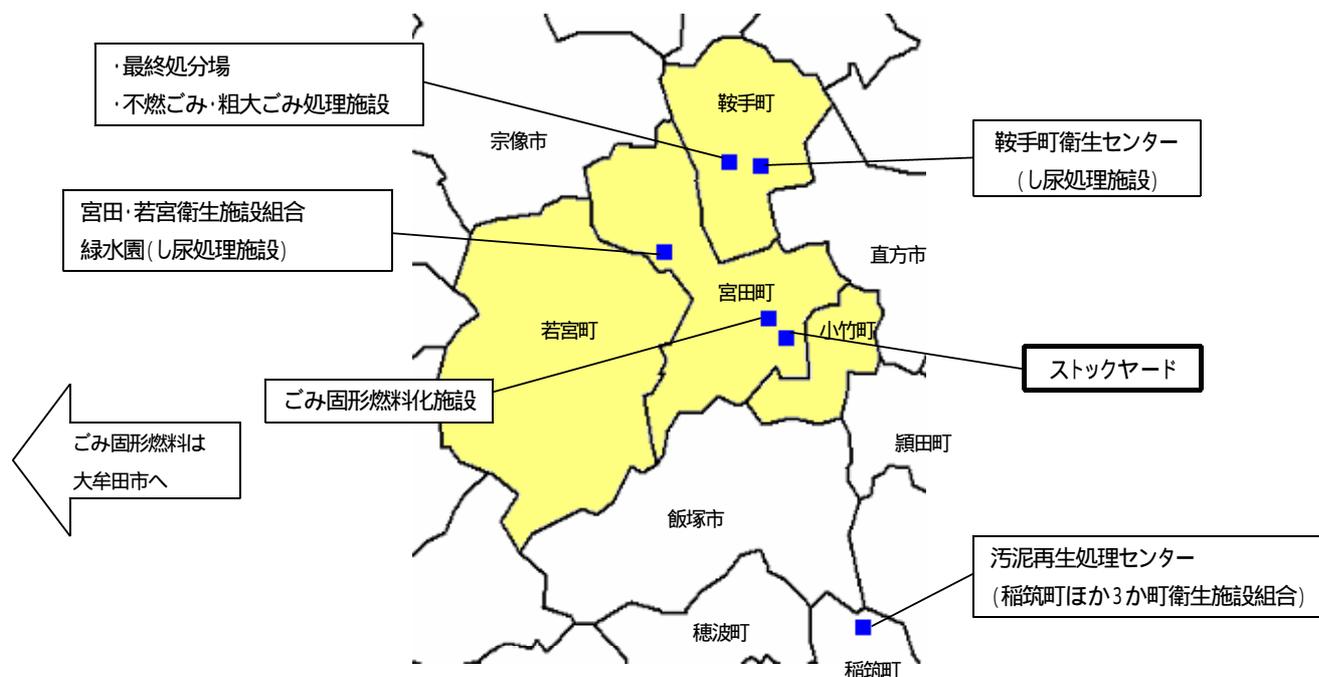
ペットボトル等、現在実施している分別回収を拡大し、容器包装リサイクル体制を確立するため、ストックヤードを新設するもの。なお、当該地域内の固形燃料化施設で作られたごみ固形燃料を、大牟田市のごみ固形燃料発電施設で活用するなど圏域外との連携を行っている。

地域計画期間: 平成17年度から平成21年度

交付金対象施設: スtockヤード

【減量化・再生利用の目標】

	現状(H15年度)	目標(H22年度)	対H15年度比
総排出量(トン)	18,116	13,993	22.8%
再生利用			
直接再資源化量(トン)	0	147	—
総資源化量(トン)	11,338	9,133	19.4%
最終処分量(トン)	1,215	984	19.0%



施設の集約化

津山・英田圏地域循環型社会形成推進地域計画の概要

【地域概要】

構成市町村:津山市・美作市・鏡野町・美咲町・勝央町・奈義町・西粟倉村

総人口:195,503人 総面積:1,686 km²

【計画概要】

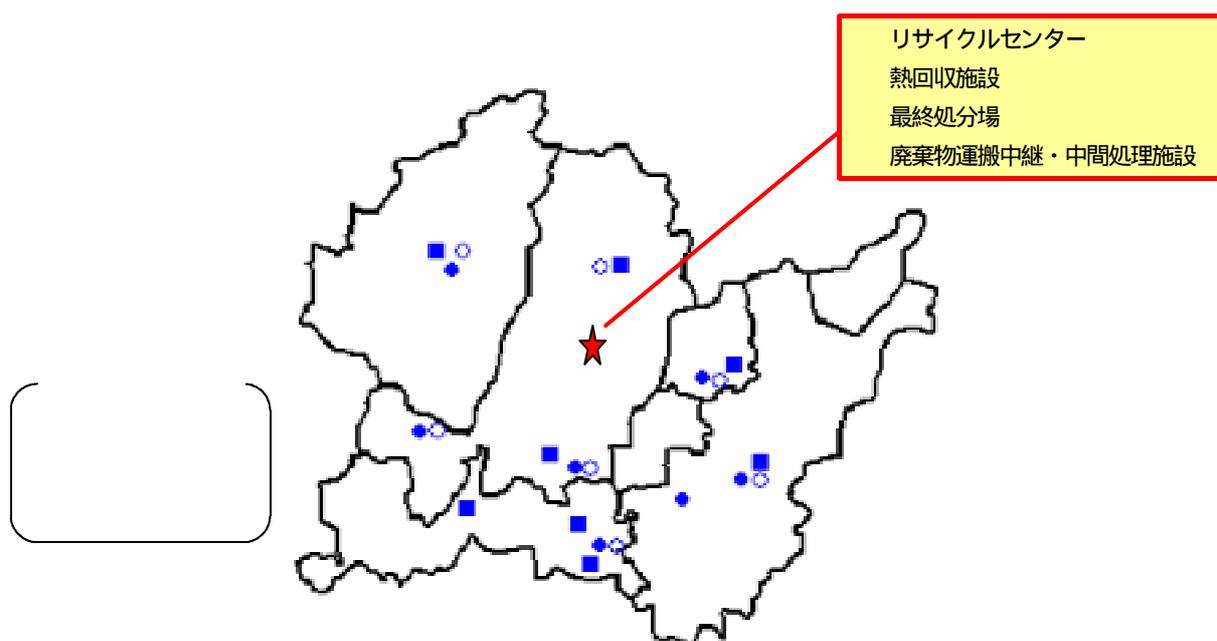
岡山県ごみ処理広域化計画に基づく7市町村で一部事務組合を設立し、これまで各市町村が単独及び組合で運営していた26の現有施設を集約化

地域計画期間:平成17年度から平成22年度

交付金対象施設:リサイクルセンター、熱回収施設、最終処分場、廃棄物運搬中継・中間処理施設

【減量化・再生利用の目標】

		現状(H15年度)	目標(H23年度)	対H15年度比
排出量(トン)		66,113	57,925	12.4%
再生利用	直接資源化量(トン)	6,536	7,696	+ 13.3%
	総資源化量(トン)	12,653	15,789	+ 27.3%
	熱回収量(年間の発電電力量)(MWh)	-	17,500	-
最終処分量(トン)		9,419	3,025	67.9%



先進的モデル施設の整備

京都市地域循環型社会形成推進地域計画の概要

【地域概要】

構成市町村:京都市

総人口:1,470,931人 総面積:827.90 km²

【計画概要】

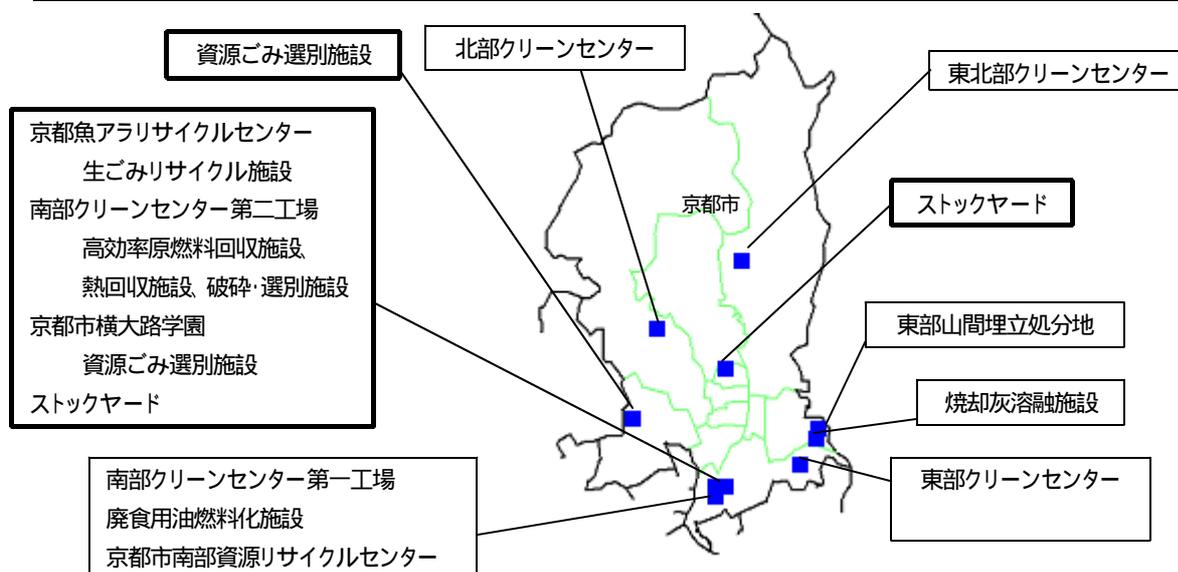
マテリアルリサイクルを推進するとともに、回収した廃食用油をバイオディーゼル燃料として市のごみ収集車や市バスへの使用、魚アラの飼料化などを行い、廃棄物の焼却量を減量する。さらに、家庭からの生ごみ等から、**高効率にバイオガスを回収する。**

地域計画期間:平成17年度から平成22年度

交付金対象施設:高効率原燃料回収施設、熱回収施設、ごみ飼料化施設、リサイクルセンター、ストックヤード、浄化槽設置整備

【減量化・再生利用の目標】

		現状(H15年度)	目標(H22年度)	対H15年度比
排出量(トン)		836,401	810,700	3.1%
再生利用量(トン)		144,542	212,700	+47.2%
処理処分量	焼却量(トン)	669,083	590,900	12.7%
	直接埋立量(トン)	22,776	7,100	68.8%
	合計(トン)	691,859	598,000	13.6%
最終処分量(トン)		131,851	51,600	60.9%



普及啓発や環境教育と施設整備の総合的な取組み

最上広域市町村圏事務組合地域循環型社会形成推進地域計画の概要

【地域概要】

構成市町村:新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村、戸沢村

総人口:92,206人 総面積:1,803.44 km²

【計画概要】

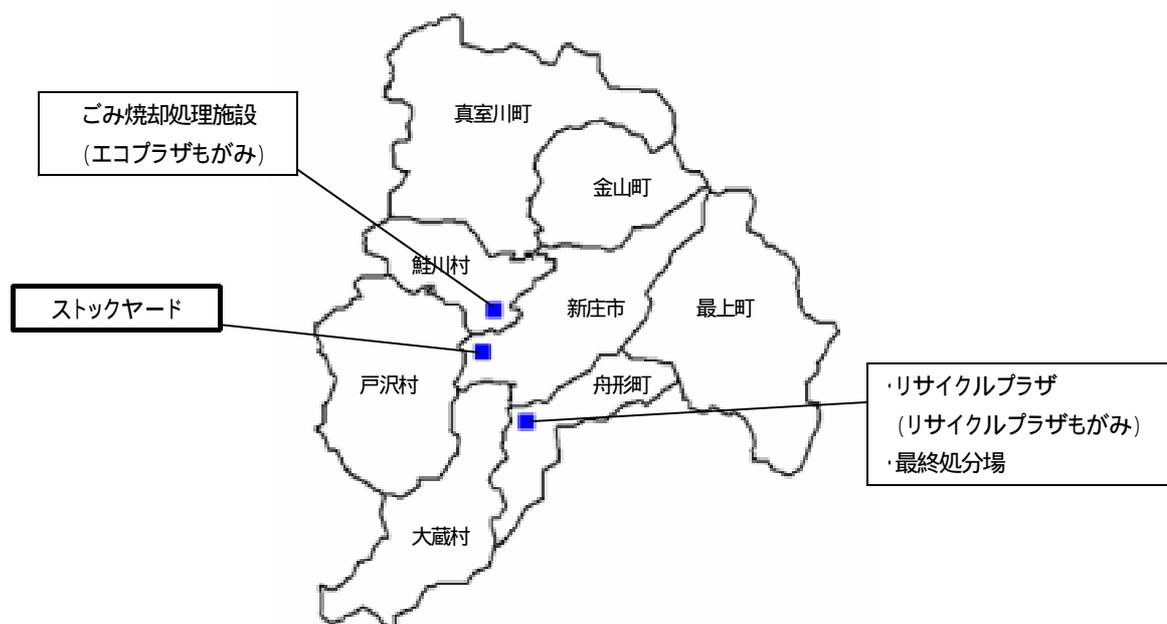
焼却施設内の環境教育設備において、見学者への普及啓発や小学校高学年を対象に「買い物ゲーム」等の環境教育を行うなど、普及啓発、環境教育及びリサイクルのための施設整備等を総合的に実施。

地域計画期間:平成18年度から平成22年度

交付金対象施設:マテリアルリサイクル推進施設

【減量化・再生利用の目標】

		現状(H16年度)	目標(H23年度)	対H16年度比
排出量(トン)		28,211	25,357	10.1%
再生利用量	直接資源化量(トン)	281	365	+ 29.9%
	総資源化量(トン)	5,026	5,982	+ 19.0%
最終処分量(トン)		2,292	1,303	43.2%



4. レシピ集 ～各施設における設備の組合せ例～

平成18年度から、循環型社会形成推進交付金制度により、地域における循環型社会づくりへの改革を加速させるため、交付対象の変更・拡充を行ったところです。具体的には、3R加速のための柱となる施設群を大括り化し、交付対象設備を選択し、組合せて整備することで、実情に即した柔軟な施設整備が可能となるようにしたものです。

このレシピ集では、代表的な施設を取り上げ、施設整備の際に必要な設備の組合せ例を紹介します。次に掲げる「マテリアルリサイクル推進施設」、「エネルギー回収推進施設」及び「有機性廃棄物リサイクル推進施設」等の事例はあくまでも例示であって、適正な処理及び施設の適正な管理が確保される限り、交付対象設備を合理的に組み合わせることが可能です。この他、交付対象設備の組み合わせを変えることで自治体の実情に沿った新たな施設・システムを目指したいというアイデアがある場合には、環境省へ提案して下さい。

このレシピ集では、循環型社会形成推進交付金を次の8つに区分し、それぞれの内容を紹介します。

- ・マテリアルリサイクル推進施設 ・エネルギー回収推進施設
- ・有機性廃棄物リサイクル推進施設 ・循環型社会の基盤となる最終処分場
- ・水循環のための施設 ・産業廃棄物対策のための施設
- ・地域特例関係の施設 ・施設整備に関する計画支援事業

< レシピ集の構成について >

8つの区分ごと総合案内（施設とは？）があり、次が、分類して各施設ごとの必要設備等の詳細な説明があります。

総合案内のページに、当該施設の【主な設備】として次表があります。（注1）

推進施設に必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。	3 搬出設備
1 受入・供給設備(搬入・退出路を除く。)	4 排水処理設備
2 破碎・破袋設備	5 換気、除じん、脱臭等に必要設備

分類の各ページには、総合案内ページの【主な設備】から一般的な設備の組合せを示した次表があります。（注2）太字・網掛けがその該当部分です。

推進施設に必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。	3 搬出設備
1 受入・供給設備(搬入・退出路を除く。)	4 排水処理設備
2 破碎・破袋設備	5 換気、除じん、脱臭等に必要設備

注1： から の施設のみ

注2： から の施設のみ

1. マテリアルリサイクル推進施設 とは？

【概要】

廃棄物を材料・原料利用するために、選別、圧縮等の資源化すること(資源リサイクル)を目的とした施設です。

【主な設備】

本表にある設備を組み合わせることで、様々な施設の整備が可能です。

マテリアルリサイクル推進施設に必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。	17 搬出設備
1 受入・供給設備(搬入・退出路を除く。)	18 排水処理設備
2 破碎・破袋設備	19 換気、除じん、脱臭等に必要な設備
3 圧縮設備	20 冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
4 選別設備・梱包設備・その他ごみの資源化のための設備	21 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
5 中古品・不用品の再生を行うための設備	22 前各号の設備の設置に必要な建築物
6 再生利用に必要な保管のための設備	の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
7 再生利用に必要な展示、交換のための設備	1 管理棟
8 分別収集回収拠点の整備	2 構内道路
9 電動ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備	3 構内排水設備
10 その他、地域の実情に応じて、容器包装リサイクルの推進に資する施設等の整備	4 搬入車輛に係る洗車設備
11 灰溶融設備・その他焼却残さ処理及び破碎残さ溶融に必要な設備	5 構内照明設備
12 燃焼ガス冷却設備	6 門、囲障
13 排ガス処理設備	7 搬入道路その他ごみ搬入に必要な設備
14 余熱利用設備(発生ガス等の利用設備を含む。)	8 電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
15 通風設備	9 の設備及び前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等
16 スラグ・メタル・残さ物等処理設備(資源化、溶融飛灰処理設備を含む。)	の8、9、10の各設備を整備する場合は、複数を互いに組み合わせるものであること。

【主な施設】

リサイクルセンター、ストックヤード、灰溶融施設、容器包装リサイクル推進施設等の整備が可能です。

【建築物等の範囲】

設備設置に必要な建築物及び管理棟、構内道路等に要する費用は、交付の対象となります。

【用地費の範囲】

用地取得に要する費用については、必要最小限度、かつ、環境大臣に協議し承認を得た額の範囲において交付の対象となります。

【設備の組合せ例】

次頁からの組合せ例(- ~)を参考にして下さい。

区 分	マテリアルリサイクル推進施設
分 類	リサイクルセンター

【施設概要】

廃棄物（不燃物・可燃物）の選別等を行うことにより、資源化（リサイクル）を進めるための施設です。また、不用品の補修、再生品の展示をとおりリユースを進め、さらに3Rの普及啓発等を行うための施設です。

【設備内容】

マテリアルリサイクル推進施設に必要な設備の範囲の中から、一般的には次のもの（太字・網掛け部分）を抽出し組み合わせる整備することが可能です。ただし、1と合わせて、2～6の設備のうち、リサイクル又はリユースのために必要なものを含んでいることとします。

マテリアルリサイクル推進施設に必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。	17 搬出設備
1 受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）	18 排水処理設備
2 破碎・破袋設備	19 換気、除じん、脱臭等に必要設備
3 圧縮設備	20 冷却、加温、洗浄、放流等に必要設備
4 選別設備・梱包設備・その他ごみの資源化のための設備	21 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
5 中古品・不用品の再生を行うための設備	22 前各号の設備の設置に必要な建築物
6 再生利用に必要な保管のための設備	の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
7 再生利用に必要な展示、交換のための設備	1 管理棟
8 分別収集回収拠点の整備	2 構内道路
9 電動ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備	3 構内排水設備
10 その他、地域の実情に応じて、容器包装リサイクルの推進に資する施設等の整備	4 搬入車輛に係る洗車設備
11 灰溶融設備・その他焼却残さ処理及び破碎残さ溶融に必要な設備	5 構内照明設備
12 燃焼ガス冷却設備	6 門、囲障
13 排ガス処理設備	7 搬入道路その他ごみ搬入に必要な設備
14 余熱利用設備（発生ガス等の利用設備を含む。）	8 電気、ガス、水道等の引込みに必要設備
15 通風設備	9 の設備及び前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等
16 スラグ・メタル・残さ物等処理設備（資源化、溶融飛灰処理設備を含む。）	の8、9、10の各設備を整備する場合は、複数を互いに組み合わせるものであること。

P 3 3 と同じ表です。

【ポイント】

回収する資源の種類と回収率を十分に検討し、施設整備によって地域全体のリサイクル率がどの程度向上するか地域計画において明確化するよう努めて下さい。

区 分	マテリアルリサイクル推進施設
分 類	ストックヤード

【施設概要】

分別収集された資源ごみ（びん、缶、ペットボトル等）リサイクルセンター等で選別・圧縮された資源ごみを、資源として有効利用するため、搬出するまで一時的に保管する施設（保管に必要な最小限の設備（圧縮設備、梱包設備等を含みます。））です。

【設備内容】

マテリアルリサイクル推進施設に必要な設備の範囲の中から、一般的には次のもの（太字・網掛け部分）を抽出し組み合わせて整備することが可能です。

マテリアルリサイクル推進施設に必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。	17 搬出設備
1 受入・供給設備(搬入・退出路を除く。)	18 排水処理設備
2 破碎・破袋設備	19 換気、除じん、脱臭等に必要な設備
3 圧縮設備	20 冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
4 選別設備・梱包設備・その他ごみの資源化のための設備	21 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
5 中古品・不用品の再生を行うための設備	22 前各号の設備の設置に必要な建築物
6 再生利用に必要な保管のための設備	の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
7 再生利用に必要な展示、交換のための設備	1 管理棟
8 分別収集回収拠点の整備	2 構内道路
9 電動ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備	3 構内排水設備
10 その他、地域の実情に応じて、容器包装リサイクルの推進に資する施設等の整備	4 搬入車輛に係る洗車設備
11 灰溶融設備・その他焼却残さ処理及び破碎残さ溶融に必要な設備	5 構内照明設備
12 燃焼ガス冷却設備	6 門、囲障
13 排ガス処理設備	7 搬入道路その他ごみ搬入に必要な設備
14 余熱利用設備(発生ガス等の利用設備を含む。)	8 電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
15 通風設備	9 の設備及び前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等
16 スラグ・メタル・残さ物等処理設備(資源化、溶融飛灰処理設備を含む。)	の8、9、10の各設備を整備する場合は、複数を互いに組み合わせるものであること。

P 3 3 と同じ表です。

【ポイント】

スラグを流通させる目的で設置する一時保管のための施設も対象です。
施設規模に係る要件はありません。

区 分	マテリアルリサイクル推進施設
分 類	灰溶融施設

【施設概要】

焼却残さを埋立処分している焼却施設に灰溶融設備を追加する等灰溶融施設を整備する事業であって、焼却残さ（焼却灰等）を溶融固化物（いわゆる溶融スラグ）に加工処理し焼却灰のリサイクルを推進するものです。

【設備内容】

マテリアルリサイクル推進施設に必要な設備の範囲の中から、一般的には次のもの（太字・網掛け部分）を抽出し組み合わせることで整備することが可能です。

マテリアルリサイクル推進施設に必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。	17 搬出設備
1 受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）	18 排水処理設備
2 破碎・破袋設備	19 換気、除じん、脱臭等に必要設備
3 圧縮設備	20 冷却、加温、洗浄、放流等に必要設備
4 選別設備・梱包設備・その他ごみの資源化のための設備	21 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
5 中古品・不用品の再生を行うための設備	22 前各号の設備の設置に必要な建築物
6 再生利用に必要な保管のための設備	の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
7 再生利用に必要な展示、交換のための設備	1 管理棟
8 分別収集回収拠点の整備	2 構内道路
9 電動ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備	3 構内排水設備
10 その他、地域の実情に応じて、容器包装リサイクルの推進に資する施設等の整備	4 搬入車輛に係る洗車設備
11 灰溶融設備・その他焼却残さ処理及び破碎残さ溶融に必要な設備	5 構内照明設備
12 燃焼ガス冷却設備	6 門、囲障
13 排ガス処理設備	7 搬入道路その他ごみ搬入に必要な設備
14 余熱利用設備（発生ガス等の利用設備を含む。）	8 電気、ガス、水道等の引込みに必要設備
15 通風設備	9 の設備及び前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等
16 スラグ・メタル・残さ物等処理設備（資源化、溶融飛灰処理設備を含む。）	の8、9、10の各設備を整備する場合は、複数を互いに組み合わせるものであること。

P 3 3 と同じ表です。

【ポイント】

溶融スラグについては、重金属等の溶出及び含有に係る品質の管理に留意するほか、自らの公共建設工事において率先利用する等により、利用先の確保を十分に検討して下さい。

また、溶融飛灰の山元還元等によるリサイクルについても、これからは検討していくことが重要です。

注）山元還元：被処理物の溶融処理によって発生する溶融飛灰から、非鉄金属を回収し再使用する一連の操作をいう。廃棄物処理中に発生する飛灰は溶融飛灰の形で集められる。溶融飛灰中には鉛、カドミウム、亜鉛、銅などの非鉄金属が2～12%の高濃度で含まれている。これを非鉄金属の原料と見なし鉱山（精錬所）に還元し、非鉄製錬技術で鉛、亜鉛などの単一物質に還元、回収する。

区 分	マテリアルリサイクル推進施設
分 類	容器包装リサイクル推進施設

【施設概要】

容器包装リサイクルの推進のための分別収集回収拠点、資源ごみの保管施設や資源ごみの圧縮設備等の複合的な整備です。

【設備内容】

マテリアルリサイクル推進施設に必要な設備の範囲の中から、一般的には次のもの（太字・網掛け部分）を抽出し組み合わせて整備することが可能です。

マテリアルリサイクル推進施設に必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。	17 搬出設備
1 受入・供給設備（搬入・退出路を除く。）	18 排水処理設備
2 破碎・破袋設備	19 換気、除じん、脱臭等に必要な設備
3 圧縮設備	20 冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
4 選別設備・梱包設備・その他ごみの資源化のための設備	21 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
5 中古品・不用品の再生を行うための設備	22 前各号の設備の設置に必要な建築物
6 再生利用に必要な保管のための設備	この設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
7 再生利用に必要な展示、交換のための設備	1 管理棟
8 分別収集回収拠点の整備	2 構内道路
9 電動ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備	3 構内排水設備
10 その他、地域の実情に応じて、容器包装リサイクルの推進に資する施設等の整備	4 搬入車輛に係る洗車設備
11 灰溶融設備・その他焼却残さ処理及び破碎残さ溶融に必要な設備	5 構内照明設備
12 燃焼ガス冷却設備	6 門、囲障
13 排ガス処理設備	7 搬入道路その他ごみ搬入に必要な設備
14 余熱利用設備（発生ガス等の利用設備を含む。）	8 電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
15 通風設備	9 この設備及び前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等
16 スラグ・メタル・残さ物等処理設備（資源化、溶融飛灰処理設備を含む。）	この8、9、10の各設備を整備する場合は、複数を互いに組み合わせるものであること。

P 3 3 と同じ表です。

【ポイント】

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づき、ガラスびん、ペットボトル、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装等のうち5品目以上について分別収集を行うことが必要です。

上表の8、9及び10を整備するにあたっては、複数を互いに組み合わせて下さい。

II. エネルギー回収推進施設 とは？

【施設概要】

廃棄物を焼却し蒸気エネルギーを回収し、または、ガス化改質し発電等の余熱利用を行う施設、廃棄物をバイオガスに転換し発電等の余熱利用を行う施設及び廃棄物をバイオディーゼル燃料、ごみ固形燃料、改質ガス等の燃料等に転換する施設です。

【主な設備】

本表にある設備を組み合わせることで、様々な施設の整備が可能です。

エネルギー回収推進施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。	
	12 排水処理設備
1 受入・供給設備(搬入・退出路を除く。)	13 換気、除じん、脱臭等に必要設備
2 前処理設備	14 冷却、加温、洗浄、放流等に必要設備
3 固形燃料化設備・メタン等発酵設備・その他ごみの燃料化に必要な設備	15 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
4 燃焼設備・乾燥設備・焼却残渣溶融設備・その他ごみの焼却に必要な設備	16 前各号の設備の設置に必要な建築物
5 燃焼ガス冷却設備	の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
6 排ガス処理設備	1 搬入車両に係る洗車設備
7 余熱利用設備・エネルギー回収設備(発生ガス等の利用設備を含む。)	2 電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
8 通風設備	3 の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
9 灰出し設備(灰固形化設備を含む。)	エネルギー回収推進施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、16の建築物のうち、11、12、14及び15の設備に係るもの(これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。)
10 残さ物等処理設備(資源化設備を含む。)	
11 搬上設備	

【主な施設】

熱回収施設(焼却施設(含ガス化溶融施設))、高効率原燃料回収施設(含ごみメタン化施設)、ごみ固形燃料化施設等の整備が可能です。

【建築物等の範囲】

プラントに係る基礎及び杭、計量設備、洗車設備、護岸及び防潮壁等は交付の対象となります。また、エネルギーの高度化及びアスベスト飛散防止徹底等の安全性向上のための建築設備(建物)については、限定的に交付の対象となります。

【用地費の範囲】

用地取得に要する費用については、交付の対象となりません。

【設備の組合せ例】

次頁からの組合せ例(- ~)を参考にして下さい。

区 分	エネルギー回収推進施設
分 類	熱回収施設(焼却(含ガス化溶融))

【施設概要】

熱分解、溶融等の単位反応を単独、又は組み合わせて適用することにより、ごみを高温酸化して容積を減じ、残さ又は溶融固化物に変換する施設です。

具体的には、ストーカ式等各種の燃焼方式の燃焼装置を有するごみ焼却施設、または、ごみを熱分解した後、発生ガスを燃焼又は回収(改質)する装置を有する熱分解と溶融を行う施設があります。

【設備内容】

エネルギー回収推進施設に必要な設備の範囲の中から、一般的には次のもの(太字・網掛け部分)を抽出し組み合わせて整備することが可能です。

エネルギー回収推進施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。	12 排水処理設備
1 受入・供給設備(搬入・退出路を除く。)	13 換気、除じん、脱臭等に必要設備
2 前処理設備	14 冷却、加温、洗浄、放流等に必要設備
3 固形燃料化設備・メタン等発酵設備・その他ごみの燃料化に必要な設備	15 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
4 燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ溶融設備・その他ごみの焼却に必要な設備	16 前各号の設備の設置に必要な建築物
5 燃焼ガス冷却設備	の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
6 排ガス処理設備	1 搬入車輛に係る洗車設備
7 余熱利用設備・エネルギー回収設備(発生ガス等の利用設備を含む。)	2 電気、ガス、水道等の引込みに必要設備
8 通風設備	3 設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
9 灰出し設備(灰固形化設備を含む。)	エネルギー回収推進施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、16の建築物のうち、11、12、14及び15の設備に係るもの(これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。)
10 残さ物等処理設備(資源化設備を含む。)	
11 搬出設備	

P 3 8 と同じ表です。

【ポイント】

発電効率又は熱回収率が10%以上であることが必要になります。また、余熱を利用して発電を行う場合は、平成8年3月29日付け衛環第135号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知「ごみ焼却処理の際の余熱を利用した電力供給設備による特定供給について」に留意して下さい。

区 分	エネルギー回収推進施設
分 類	高効率原燃料回収施設(含ごみメタン化施設)

【施設概要】

バイオガス(メタンガス等)の回収に適したごみを、微生物により嫌気性分解することで、メタン等を主成分とするバイオガスを回収する施設です。

【設備内容】

エネルギー回収推進施設に必要な設備の範囲の中から、一般的には次のもの(太字・網掛け部分)を抽出し組み合わせて整備することが可能です。

エネルギー回収推進施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。	12 排水処理設備
1 受入・供給設備(搬入・退出路を除く。)	13 換気、除じん、脱臭等に必要設備
2 前処理設備	14 冷却、加温、洗浄、放流等に必要設備
3 固形燃料化設備・メタン等発酵設備・その他ごみの燃料化に必要な設備	15 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
4 燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ溶融設備・その他ごみの焼却に必要な設備	16 前各号の設備の設置に必要な建築物
5 燃焼ガス冷却設備	の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
6 排ガス処理設備	1 搬入車輛に係る洗車設備
7 余熱利用設備・エネルギー回収設備(発生ガス等の利用設備を含む。)	2 電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
8 通風設備	3 の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
9 灰出し設備(灰固形化設備を含む。)	エネルギー回収推進施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、16の建築物のうち、11、12、14及び15の設備に係るもの(これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。)
10 残さ物等処理設備(資源化設備を含む。)	
11 搬出設備	

P 3 8 と同じ表です。

【ポイント】

循環型社会の形成をリードする先進的なモデル施設(高効率原燃料回収施設・交付率: 1 / 2)は、バイオガス(メタンガス等)の回収を高効率で行う施設とします。高効率原燃料回収施設を整備する場合は、バイオガス回収効率が 150Nm³/t 以上、かつ、バイオガス発生量が 3,000Nm³/日以上であることが必要です。

ガスの回収率及び発生量が低い施設は交付率が 1 / 3 となります。

メタンガス等については、利用先の確保を十分に検討して下さい。

し尿を処理する施設においてバイオガスの回収を行う場合は、有機性廃棄物リサイクル推進施設(- 汚泥再生処理センター)が対象となります。

区 分	エネルギー回収推進施設
分 類	ごみ燃料化施設 (RDF、BDF、炭、エタノール燃料、木材チップ等)

【施設概要】

廃棄物を圧縮処理、化学反応処理、熱分解処理等を行うことにより、廃棄物に含まれているエネルギー源を回収する施設です。

【設備内容】

エネルギー回収推進施設に必要な設備の範囲の中から、一般的には次のもの(太字・網掛け部分)を抽出し組み合わせ整備することが可能です。

・エネルギー回収推進施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。	
1 受入・供給設備(搬入・退出路を除く。) 2 前処理設備 3 固形燃料化設備・メタン等発酵設備・その他ごみの燃料化に必要な設備 4 燃焼設備・乾燥設備・焼却残さ溶融設備・その他ごみの焼却に必要な設備 5 燃焼ガス冷却設備 6 排ガス処理設備 7 余熱利用設備・エネルギー回収設備(発生ガス等の利用設備を含む。) 8 通風設備 9 灰出し設備(灰固形化設備を含む。) 10 残さ物等処理設備(資源化設備を含む。) 11 搬出設備	12 排水処理設備 13 換気、除じん、脱臭等に必要な設備 14 冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備 15 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備 16 前各号の設備の設置に必要な建築物 ・の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。 1 搬入車輛に係る洗車設備 2 電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備 3 の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等 ・エネルギー回収推進施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、16の建築物のうち、11、12、14及び15の設備に係るもの(これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。)。

P 3 8 と同じ表です。

また、炭化施設については、上記のほか、燃焼ガス冷却設備、排ガス処理設備、7余熱利用設備・エネルギー回収設備(発生ガス等の利用設備を含む。)、8通風設備、9灰出し設備(灰固形化設備を含む。)を組み合わせ整備することが一般的です。

【主な施設】

RDF化施設：可燃ごみ等を圧縮、形成する等により、固形の燃料とする施設です。利用先の熱回収率が20%以上である場合に、製造施設を整備することが可能です。

BDF化施設：廃食用油等を化学処理により、液体燃料(メチルエステル等を主成分)とする施設です。

炭化施設：可燃ごみ等を空気を遮断して加熱し、可燃性ガス及び炭化物を燃料として回収する施設です。

エタノール燃料化施設：木くず等の有機性廃棄物を化学処理、生物処理により、エタノール燃料を回収する施設です。

木材チップ化施設：木くず等を破碎、乾燥等の処理により、チップ状の燃料とする施設です。

注) BDF：バイオディーゼル燃料

Ⅲ. 有機性廃棄物リサイクル推進施設 とは？

【施設概要】

生ごみ等の有機性廃棄物(バイオマス廃棄物)を、し尿及び浄化槽汚泥等と併せて処理する施設や、たい肥化、飼料化等の資源リサイクルを図る施設です。

【主な設備】

本表にある設備を組み合わせることで、様々な施設の整備が可能です。

有機性廃棄物リサイクル推進施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること	
	11 換気 除じん 脱臭等に必要の設備
1 受入・貯留・供給設備(搬入・退出路を除く。)	12 希釈 冷却 加温 洗浄 放流等に必要の設備
2 前処理設備	13 前各号の設備の設置に必要な電気 ガス 水道等の設備
3 発酵設備・その他有機性廃棄物のたい肥化 飼料化等の資源化に必要な設備	14 前各号の設備の設置に必要な建築物
4 嫌気性消化処理設備 好気性消化処理設備及び湿式酸化処理設備等し尿等の処理に必要な設備	の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること
5 活性汚泥去処理設備	1 搬入車輛に係る洗車設備
6 排ガス処理設備	2 電気 ガス 水道等の引込みに必要な設備
7 余熱利用設備(発生ガス等の利用設備を含む。)	3 の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁 護岸 防潮壁等
8 残さ処理設備	有機性廃棄物リサイクル推進施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、14の建築物のうち、1,2,6,8,9,10,11,12及び13の設備に係るもの(これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。)
9 搬出設備	
10 排水処理設備(消毒設備を含む。)	

【主な施設】

汚泥再生処理センター、ごみ飼料化施設、ごみたい肥化施設等の整備が可能です。

【建築物等の範囲】

プラントに係る基礎及び杭、計量設備、洗車設備、護岸及び防潮壁等は交付の対象となります。また、有機性資源回収の高度化のための建築設備(建物)については、限定的に交付の対象となります。

【用地費の範囲】

用地取得に要する費用については、交付の対象となりません。

【設備の組合せ例】

次頁からの組合せ例(- ~)を参考にして下さい。

区 分	有機性廃棄物リサイクル推進施設
分 類	汚泥再生処理センター

【施設概要】

し尿及び浄化槽汚泥のみならず、その他の生ごみ等の有機性廃棄物を併せて処理するとともに、資源（メタンガス、たい肥等）回収を行う施設です。

【設備内容】

有機性廃棄物リサイクル推進施設に必要な設備の範囲の中から、一般的には次のもの（太字・網掛け部分）を抽出し組み合わせて整備することが可能です。

<small>・有機性廃棄物リサイクル推進施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。</small>	11 換気、除じん、脱臭等に必要設備
1 受入・貯留・供給設備（搬入・退出路を除く。）	12 希釈、冷却、加温、洗浄、放流等に必要設備
2 前処理設備	13 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
3 発酵設備・その他有機性廃棄物のたい肥化、飼料化等の資源化に必要な設備	14 前各号の設備の設置に必要な建築物
4 嫌気性消化処理設備、好気性消化処理設備及び湿式酸化処理設備等し尿等の処理に必要な設備	<small>・の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。</small>
5 活性汚泥法処理設備	1 搬入車輛に係る洗車設備
6 排ガス処理設備	2 電気、ガス、水道等の引込みに必要設備
7 余熱利用設備（発生ガス等の利用設備を含む。）	3 の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
8 残さ処理設備	<small>・有機性廃棄物リサイクル推進施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、14の建築物のうち、1、2、6、8、9、10、11、12及び13の設備に係るもの（これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。）。</small>
9 搬出設備	
10 排水処理設備（消毒設備を含む。）	

P 4 2 と同じ表です。

【ポイント】

資源回収には、次のものが考えられます。

メタン回収：生物処理によりメタンを発生させ、燃料や発電に使用。

たい肥化：生物処理によりたい肥を製造する。

炭化：土壌改良剤、脱臭剤として使用。

リン回収：処理水中のリンを回収し、たい肥の原料とする。

助燃剤：汚泥の含水率を70%以下に乾燥させ助燃剤とする。

農政業務担当部局等と十分な調整を図る等、資源化したメタンガス及びたい肥等については、利用先の確保を十分に検討して下さい。

区 分	有機性廃棄物リサイクル推進施設
分 類	ごみ飼料化施設

【施設概要】

異物を含まないように分別・選別した厨芥等、飼料化に適したごみを微生物による生物反応・加温等による分解・乾燥等の処理によって動物の栄養になる飼料を得る施設です。

【設備内容】

有機性廃棄物リサイクル推進施設に必要な設備の範囲の中から、一般的には次のもの(太字・網掛け部分)を抽出し組み合わせて整備することが可能です。

有機性廃棄物リサイクル推進施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。	11 換気、除じん、脱臭等に必要な設備
1 受入・貯留・供給設備(搬入・退出路を除く。)	12 希釈、冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
2 前処理設備	13 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
3 発酵設備・その他有機性廃棄物のたい肥化、飼料化等の資源化に必要な設備	14 前各号の設備の設置に必要な建築物
4 嫌気性消化処理設備、好気性消化処理設備及び湿式酸化処理設備等し尿等の処理に必要な設備	の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
5 活性汚泥法処理設備	1 搬入車輛に係る洗車設備
6 排ガス処理設備	2 電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
7 余熱利用設備(発生ガス等の利用設備を含む。)	3 の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
8 残さ処理設備	有機性廃棄物リサイクル推進施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、14の建築物のうち、1、2、6、8、9、10、11、12及び13の設備に係るもの(これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。)
9 搬出設備	
10 排水処理設備(消毒設備を含む。)	

P 4 2 と同じ表です。

【ポイント】

農政業務担当部局等と十分な調整を図る等、飼料については、利用先の確保を十分に検討して下さい。

区 分	有機性廃棄物リサイクル推進施設
分 類	ごみたい肥化施設

【施設概要】

たい肥化に適した有機性廃棄物を、機械的に攪拌しつつ好気性雰囲気にすることにより、微生物による分解を促進させて、たい肥にする施設です。

【設備内容】

有機性廃棄物リサイクル推進施設に必要な設備の範囲の中から、一般的には次のもの(太字・網掛け部分)を抽出し組み合わせて整備することが可能です。

有機性廃棄物リサイクル推進施設に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。	11 換気、除じん、脱臭等に必要な設備
1 受入・貯留・供給設備(搬入・退出路を除く。)	12 希釈、冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備
2 前処理設備	13 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
3 発酵設備・その他有機性廃棄物のたい肥化、飼料化等の資源化に必要な設備	14 前各号の設備の設置に必要な建築物
4 嫌気性消化処理設備、好気性消化処理設備及び湿式酸化処理設備等し尿等の処理に必要な設備	の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
5 活性汚泥法処理設備	1 搬入車輛に係る洗車設備
6 排ガス処理設備	2 電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
7 余熱利用設備(発生ガス等の利用設備を含む。)	3 の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
8 残さ処理設備	有機性廃棄物リサイクル推進施設に係る交付対象とならない建築物等の設備は、14の建築物のうち、1、2、6、8、9、10、11、12及び13の設備に係るもの(これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。)
9 搬出設備	
10 排水処理設備(消毒設備を含む。)	

P 4 2 と同じ表です。

【ポイント】

農政業務担当部局等と十分な調整を図る等、たい肥については、利用先の確保を十分に検討して下さい。

IV. 循環型社会の基盤となる最終処分場 とは？

【概要】

循環型社会形成推進交付金制度の中において、3Rの推進を縁の下で支える基盤的施設として「最終処分場」及び「最終処分場再生事業」を「循環型社会の基盤となる最終処分場」とグループ化しました。

【設備】

最終処分場及び最終処分場再生事業に係る設備の範囲は、次のとおりです。

最終処分場に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。	10 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
1 管理・計量設備	11 前各号の設備の設置に必要な建築物
2 擁壁、堰堤その他廃棄物の流出防止に必要な設備	の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
3 止水壁その他止水に必要な設備	1 積出施設、揚陸施設等ごみの搬入に必要な設備
4 覆蓋設備、雨水排除溝その他雨水及び表流水の排除に必要な設備	2 電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
5 浸出液集水管その他浸出液の集水に必要な設備	3 の設備及び前各号の設備の設置に必要な擁壁、護岸、防潮壁等
6 沈でん槽その他浸出液の処理に必要な設備	最終処分場(最終処分場再生事業)に係る交付対象とならない建築物等の設備は、.11の建築物のうち、.1、6、8及び10の設備に係るもの(これらの設備のための基礎及び杭の工事に係る部分を除く。).
7 飛躍防止柵その他廃棄物の飛躍防止に必要な設備	
8 破砕設備その他埋立処分の前処理に必要な設備	
9 消火設備その他火災防止に必要な設備	

【建築物等の範囲】

計量設備、水処理設備等に係る基礎及び杭、補完的設備としての搬入路は交付の対象となります。

【用地費の範囲】

用地取得に要する費用については、交付の対象となりません。

【事業例】

次頁の事業例(-)を参考にして下さい。

		事業例	-
区 分	循環型社会の基盤となる最終処分場		
分 類	最終処分場再生事業		

【事業概要】

基準に適合していない最終処分場を適正なものに再生させ、併せて既に埋め立てられている廃棄物を減容し埋立処分容量を増加させる事業と、適正な最終処分場について、既に埋め立てられている廃棄物を減容し埋立処分容量を増加させる事業が対象となります。

【事業のフロー】

適正な最終処分場に係る事業は、次の 、 、 が該当します。

不適正な最終処分場に係る事業は、次の ~ が該当します。

既に埋め立てられている廃棄物を最終処分場から掘り起こし、最終処分場等に破碎・選別・圧縮等を行う仮設の設備を設置し減容するか、熔融施設やリサイクルセンター（破碎設備を有する施設）等の既存の処理施設へ持ち込み、減容する。

遮水工及び水処理設備を整備する。

で減容した廃棄物を他の最終処分場へ搬入するか、あるいは、当該最終処分場へ埋め戻す。

事業実施前に比して、埋立残余容量が増加した最終処分場となる。

上記のうち、 の「掘り起こし」・「仮設の設備の設置及び減容」及び既存の処理施設までの「運搬」に係る費用は交付の対象となります。ただし、既存の処理施設における「減容」に係る処理費用は交付の対象となりません。

減容を行う施設を仮設ではないものとして整備する場合は、別途、マテリアルリサイクル推進施設やエネルギー回収推進施設等を申請して下さい。

【ポイント】

一地域計画期間内において事業が完結するよう実施して下さい。

適正な最終処分場において行う事業にあっては、以下の条件を満たすことが必要です。

新たに最終処分場を整備する場合より費用対効果が優れていること。

5ヶ年分以上の埋立処分容量の増加が図られること。

V. 水循環のための施設 とは？

【概要】

水循環のための施設とは、「浄化槽」及び「コミュニティ・プラント」のグループです。我が国におけるし尿の処理は、浄化槽、コミュニティ・プラント及び公共下水道等により行われていますが、循環型社会形成推進交付金制度の対象となる浄化槽及びコミュニティ・プラントを、し尿及び生活排水を流域の水循環に貢献しうる形で処理することから「水循環のための施設」としました。

施設の種類	施設の内容	対象人口	処理水の性状
浄化槽 (浄化槽法)	し尿と生活雑排水を併せて処理する施設。	制限無し	BOD 20mg/L 以下
コミュニティ・プラント (廃棄物処理法)	管路によって集められたし尿及び生活雑排水を併せて処理する施設。	101人以上～3万人未満	BOD 20mg/L 以下 SS 30mg/L 以下
(参考1) 公共下水道 (下水道法)	市街地における汚水を処理し、流域下水道に接続するもの、又は終末処理場を有するもの。	制限無し	汚水の処理方法により異なる。(下水道法施行令第6条)
(参考2) 農業集落排水処理施設 (浄化槽法)	農業振興地域において、し尿及び生活雑排水を処理する施設。	概ね千人程度 受益戸数20戸以上	BOD 20mg/L 以下 SS 50mg/L 以下

【事業例】

次の事業例(- 、 -)を参考にして下さい。

区分	水循環のための施設
分類	浄化槽整備事業

【事業概要】

し尿や生活雑排水などの生活排水を処理する浄化槽の計画的な整備することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る事業です。

浄化槽設置整備事業

市町村が雑排水対策を促進する必要がある地域において、浄化槽の計画的な整備を図るため、その設置又は改築を行う者に対して、設置又は改築に要する費用を助成する事業です。

浄化槽市町村整備推進事業

生活排水処理を緊急的に促進する必要がある地域において、市町村が設置主体となって浄化槽の計画的な整備を行う事業です。

【対象浄化槽】

- ・ 浄化槽（単独処理浄化槽に一定の機能を付加することで合併処理浄化槽の機能を有する変則浄化槽を含む）
- ・ 窒素又は燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽
- ・ 窒素及び燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽
- ・ BOD除去能力に関する高度処理型の浄化槽
- ・ 既設の浄化槽（改築に限る）

【対象経費】

工事費、事務費、調査費、計画策定調査費、単独処理浄化槽撤去費

単独処理浄化槽撤去費の要件

- ・ 対象地域 水質汚濁対策が必要な地域
（湖沼法の指定地域、水濁法の水質総量規制の指定地域及び生活排水対策重点地域）
- ・ 対象浄化槽 使用開始後10年以内の単独処理浄化槽
- ・ 適用の条件と基準額の特例
（現行の助成制度の単独処理浄化槽の改築事業が適用できない場合で、かつ単独処理浄化槽を撤去しなければ、合併処理浄化槽を設置できない場合において、現行の基準額に最大9万円を加えた額を基準額といたします。）

【ポイント】

浄化槽については、特例として環境大臣が特に必要と認められた地域を含む市町村については、人口及び地域の要件にかかわらず交付対象となります。

市町村が汚水処理施設の整備事業として、浄化槽、下水道、農業集落排水施設及び漁業集落排水施設など複数の事業を実施している場合には、汚水処理施設整備交付金による計画的な整備を推奨しています。

区 分	水循環のための施設
分 類	コミュニティ・プラント

【施設概要】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に従って設置され、管路によって集められた、し尿及び生活雑排水を併せて処理する施設をいい、管路施設、水処理設備及び脱臭設備等の附属設備から構成されます。

【設備内容】

・水洗便所のし尿及び生活排水(以下「汚水」という。)の処理に直接必要な設備の範囲は、次に掲げるものであること。	10 前各号の設備の設置に必要な電気、ガス、水道等の設備
	11 前各号の設備の設置に必要な建築物
1 スクリン、脱水機、沈砂池、その他汚水の前処理に必要な設備	・ の設備を補完する設備の範囲は、次に掲げるものであること。
2 散水炉床法処理設備、活性汚泥法処理設備その他汚水の処理に必要な設備	1 管理棟
3 消毒設備	2 構内道路
4 汚泥処理設備	3 構内排水設備
5 脱臭設備	4 搬入車輛に係る洗車設備
6 換気、除じん等に必要な設備	5 構内照明設備
7 冷却、加温、洗浄、放流等に必要な設備	6 門、囲障
8 幹線管渠(内径150m/m以上のものに限る。)及びこれに付属する枅、取付管、マンホール等の設備	7 搬入道路その他ごみ搬入に必要な設備
	8 電気、ガス、水道等の引込みに必要な設備
9 管理・計量設備、ポンプ設備等の設備	9 の設備及び前各号の設備の設置に必要な植樹、芝張、擁壁、護岸、防潮壁等

【建築物等の範囲】

設備設置に必要な建築物及び管理棟、構内道路等に要する費用は、交付の対象となります。

【用地費の範囲】

用地取得に要する費用については、必要最小限度、かつ、環境大臣に協議し承認を得た額の範囲において交付の対象となります。

VI. 産業廃棄物対策のための施設 とは？

【概 要】

産業廃棄物については、未だに最終処分場をはじめとする処理施設が圧倒的に不足しており、不法投棄事件など広域的かつ大規模な不適正処理事案が多数発生し危機的な状況に直面しているため、一般廃棄物と併せて産業廃棄物を処理する施設における産業廃棄物処理部分に対しても一般廃棄物と同様に助成する制度として「併せ産廃モデル施設」を設けています。併せ産廃モデル施設には、熱回収施設及び最終処分場があり、これらを「産業廃棄物対策のための施設」としました。

また、モデル事業として実施しているものですので、積極的な要望、ご相談を期待するものです。

【建築物等の範囲】

熱回収施設

プラントに係る基礎、杭、計量設備、洗車設備及び護岸・防壁等は交付の対象となります。

最終処分場

計量設備、水処理設備等に係る基礎及び杭、補完的設備としての搬入路は交付の対象となります。

【用地費の範囲】

用地取得に要する費用については、交付の対象となりません。

【ポイント】

一般廃棄物と併せて産業廃棄物の処理を行う熱回収施設または、最終処分場をモデル的に整備する本事業を行うにあたっては、熱回収施設及び最終処分場の各要件に加え以下の条件を満たすことが必要です。

当該施設において対象とする産業廃棄物の適正処理が確保できないまたは、そのおそれがあること。

併せて処理する産業廃棄物は、一般廃棄物と同様の性状であって、一般廃棄物処理施設において、一緒に処理のできるものであること。

取り扱う産業廃棄物処理量は、一般廃棄物処理量を超えないこと。

産業廃棄物を受け入れる際に、排出事業者責任を勘案して、処理費用として料金を徴収すること。

産業廃棄物処理については、原則、排出事業者責任により処理をすべきものであることを十分勘案いただき、事業を計画して下さい。

VII. 地域特例関係の施設 とは？

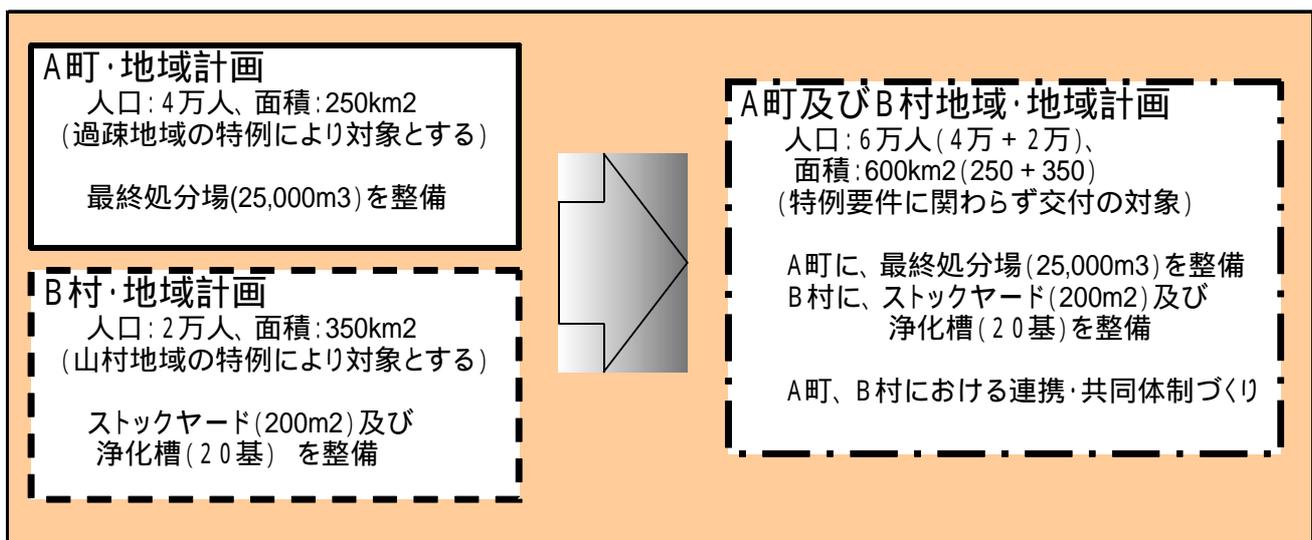
【概要】

交付の対象に係る特例要件を設けている地域において、交付金を活用して整備できる施設をグループ化しました。具体的には、「廃棄物循環型処理施設基幹的施設」、「可燃性廃棄物直接埋立施設」及び「焼却施設」があります。

【ポイント】

特例として、沖縄県、離島地域、奄美群島、豪雪地域、半島地域、山村地域、過疎地域及び環境大臣が特に浄化槽整備が必要と認めた地域にある市町村を含む場合については、人口又は面積の要件に該当しない場合でも交付対象となります。

この場合においても近隣市町村と連携を図り地域計画の対象としての広域化(事業の連携・共同が肝腎であって、施設を集約する必要は必ずしもありません。)を図ることを検討して下さい。



【建築物等の範囲】

プラントに係る基礎及び杭、補完的設備としての計量設備、洗車設備、護岸・防壁等は交付の対象となります(廃棄物循環型処理施設基幹的施設は除きます。)

【用地費の範囲】

用地取得に要する費用については、必要最小限度、かつ、環境大臣に協議し承認を得た額の範囲において交付の対象となります(廃棄物循環型処理施設基幹的施設は除きます。)

VIII. 施設整備に関する計画支援事業とは？

【事業概要】

廃棄物処理施設整備事業及び浄化槽に係る事業実施のために必要な調査、計画、測量、設計、試験及び周辺環境調査等を行う事業です。

【対象事業】

施設を整備するに当たって直接関係のある事業のうち、事業主体となる市町村等が行う事業で、地域計画の承認後(内示後)に行われる事業です。

(例)

- ・用地、地質、地盤、地下水、埋蔵文化財等の調査及び測量業務
- ・環境アセスメント(生活環境影響調査及び条例アセスを含む)
- ・基本設計、発注仕様書の作成
- ・焼却炉解体前のダイオキシン類調査・アスベスト調査
- ・PFI事業者選定アドバイザー
- ・その他、図7(P54)を参考にして下さい

【ポイント】

支援事業の母体となる施設整備についての具体的な計画がある(建設場所、整備する施設、施設規模等が概ね決定している。)ことが前提となります。

次の業務・事業・手続きに係るものは、対象となりません。

一般廃棄物処理計画や地域計画の作成に係る業務

各種ソフト事業(例:処理システム検討に関する事業、有料化導入等に関する事業等)

各種法令に基づく諸手続(例:農地転用、都市計画決定等)

計画支援事業は、地域計画の承認後に行われる事業であることが前提ですが、上記及び については地域計画作成後に行われる事業であっても対象となりませんので留意して下さい。

計画支援事業の対象、非対象の例

事業の種類別	対象内外	事業の種類別	対象内外
施設整備に必要な事前作業		事業運営に関する作業	
建設用地の決定	×	事業運営方法決定	
必要用地の計画諸元決定、用地選定		PFI導入可能性調査	
焼却施設解体のための調査		PFI事業者選定アドバイザー	
解体工事に伴うダイオキシン類調査		施設整備に関する作業	
解体工事に伴うアスベスト調査		処理施設内容決定に関する調査	
廃焼却施設解体		施設整備事業基本計画	
財産処分申請手続き	×	性能発注方式(発注仕様書方式)	
解体撤去工事発注仕様書作成		処理技術実態調査	
解体工事		処理施設基本設計	
解体撤去工事施工監理		発注仕様書作成	
撤去物の処理費用	×	図面発注方式(実施設計作成方式)	
施設整備に関する諸手続き作業		処理技術実態調査	
建設用地に関する調査		処理施設基本設計	
土地利用手続き		実施設計書作成	
土地利用に関する各種法令に基づく手続き		施工監理	
農地転用	×	施設建設工事	
林地開発等		施工監理	
都市計画決定		書類審査	
埋蔵文化財調査		現場監理	
電波障害調査		性能確認	
土壌汚染調査		事後調査(生活環境影響調査)	×
測量		一般廃棄物処理計画等作成	×
地質調査		循環型社会形成推進地域計画作成等	×
造成計画		3R推進に関する作業(検討、ソフト事業等)	×
生活環境影響調査			

...対象、...工事費(事務費等)で対応、×...対象とならない

6. よくある質問

問1 人口、面積要件を共に満たしていない市ですが、一部だけ「過疎地域」に指定されています。この場合も「要綱第3第1項ただし書き」の対象と考えていいのでしょうか。

答 要綱第3第1項のただし書きの地域が、一部でも含まれている地域は、人口又は面積に関わらず対象となります。ただ、この場合においても近隣市町村と連携を図り地域計画の対象としての広域化(事業の連携・共同が肝腎であって、施設を集約する必要は必ずしもありません。)を図ることを検討して下さい。(「 . 地域特例関係の施設とは?」を参考にして下さい。)

問2 地域計画期間は「概ね5カ年間」とありますが、具体的にはどのぐらいの期間を指すのでしょうか。

答 「概ね5カ年間」の範囲は、5年以上7年以下としております。施設整備の工期が8年以上になる場合には、地域計画を「1期計画、2期計画」と分割して作成して下さい。その場合も各計画に係る期間は5年以上として下さい。また、工期が5年未満であっても地域計画は5年間で作成して下さい。

問3 リサイクルセンターとストックヤードを3カ年の工期で整備する場合でも5カ年以上の計画を作成する必要があるとのことですが、残りの2年間において、全く施設整備をしなくてもいいのでしょうか。

答 問2のとおり地域計画は5年以上の期間で作成をお願いしているところです。地域計画の最初の3年間のみ施設整備を行う場合であっても承認されます。残りの2年間についても、発生抑制・再使用の推進等に関する施策(地域計画の「施策の内容」に記載した施策、事業等)を行います。

問4 A市が作成する地域計画に、B市から委託を受けて処理する廃棄物量を含むことは可能でしょうか。(B市は、財政難の理由から施設の整備が不可能であり、一般廃棄物の処理はA市に委託しています。)

答 可能です。ただし、A市及びB市の地域として地域計画を作成して下さい。

問5 平成17年4月18日付事務連絡には「浄化槽設置整備のみの計画については、当面、従来からの市町村の生活排水処理基本計画をもって、地域計画に代わるものとして取り扱うことができる」とありますが、この場合であっても協議会の開催は必要でしょうか。

答 浄化槽設置整備のみの場合は、生活排水処理基本計画をもって、地域計画に代わるものとしております。この場合、協議会の開催は不要です。

問6 現在計画している施設整備の総事業費は10億円程度(うち、交付対象事業費は8億円程度)になります。ただ、初年度の必要額は、1千万円を下回ります。この場合でも交付の対象となりますか。

答 交付対象事業費の合計が1千万円以上であれば、初年度が1千万円以下であっても交付対象となります。

問7 交付取扱要領第12(3)に「交付の対象となる事業は、地域計画に基づく事業であって交付対象事業費の合計が1千万円以上となる事業であること。」とあります。施設整備に関する計画支援事業も交付対象事業費の合計が1千万円以上であることが必要でしょうか。また、廃焼却施設を解体する場合、その跡地に整備する施設に要する費用が1千万円以上であることが必要でしょうか。

答 交付取扱要領の「1千万円」とは、施設整備(浄化槽設置整備を除く)を対象とした規定です。施設整備は、各々の事業の交付対象事業費が1千万円以上あることが必要となりますが、浄化槽設置整備、施設整備に関する計画支援事業には1千万円の規定は該当しません。

また、廃焼却施設を解体する場合、解体費と合わせて1千万円以上であれば跡地に整備する施設に要する費用の額や、解体費との大小は問いません。

問8 浄化槽設置のための広報活動としての「ポスター作成、チラシ配布等」を考えています。これらについても計画支援事業の対象となりますか。

答 対象となりません。施設整備に関する計画支援事業は、廃棄物処理施設整備事業及び浄化槽に係る事業実施のために必要な調査、計画、測量、設計、試験及び周辺環境調査等を行う事業です。(「施設整備に関する計画支援事業とは?」参照)

問9 マテリアルリサイクル推進施設のうち、「リサイクルセンター」は、その処理能力が5t/日未満の場合に限り交付の対象となるのでしょうか。

答 従来は、処理能力5t/日未満の施設を「リサイクルセンター」、5t/日以上の施設を「リサイクルプラザ」の取扱いとしていました。3R推進交付金の「リサイクルセンター」に処理能力の制限はありません。また、処理能力が5t/日未満の施設であっても、「中古品・不用品の再生を行うための設備」を設置することが可能です。

問10 エネルギー回収推進施設のうち、「熱回収施設」は、その施設規模が100t/日以上に限り交付の対象となるのでしょうか。また、回収した熱の使用方法として、白煙防止装置による排気ガスの再加熱等場内利用を含み熱回収率等を計算していいのでしょうか。

答 都道府県が広域化計画に沿ったものと判断すれば、100t/日未満の施設であっても対象となります。また、余熱の利用先は、当面のところ基本的に全ての有効利用分を認めております。(利用先例:発電、誘引送風機、白煙防止装置、排水蒸発処理、場内給湯・冷暖房 等)

7. 問い合わせ先

【環境本省】

大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課

〒100 - 8975
東京都千代田区霞が関1 - 2 - 2
TEL:03 - 3581 - 3351 (代表) 内線:6850 ~ 1
FAX:03 - 3593 - 8263

【地方環境事務所】

北海道地方環境事務所 環境対策課

〒060 - 0001
北海道札幌市中央区北1条西10丁目1番地 ユーネットビル9F
TEL:011 - 251 - 8702 FAX:011 - 219 - 7072

東北地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課

〒980 - 0014
宮城県仙台市青葉区本町3 - 2 - 23 仙台第二合同庁舎6F
TEL:022 - 722 - 2871 FAX:022 - 722 - 2872

関東地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課

〒330 - 6018
埼玉県さいたま市中央区新都心11 - 2 明治安田生命さいたま新都心ビル18F
TEL:048 - 600 - 0814 FAX:048 - 600 - 0517

中部地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課

〒460 - 0003
愛知県名古屋市中区錦3 - 4 - 6 桜通大津第一生命ビル4F
TEL:052 - 955 - 2132 FAX:052 - 951 - 8889

近畿地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課

〒540 - 6591
大阪府大阪市中央区大手前1 - 7 - 31 大阪マーチャングイズマート(OMM)ビル8F
TEL:06 - 4792 - 0702 FAX:06 - 4790 - 2800

中国四国地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課

〒700 - 0984
岡山県岡山市桑田町18 - 28 明治安田生命岡山桑田町ビル1、4F
TEL:086 - 223 - 1584 FAX:086 - 224 - 2081

九州地方環境事務所 廃棄物・リサイクル対策課

〒862 - 0913
熊本県熊本市尾ノ上1 - 6 - 22
TEL:096 - 214 - 0328 FAX:096 - 214 - 0354